

閲覧用

第2次 古賀市男女共同参画計画(案)

(パブリック・コメント用見本：カラー版)



はじめに



市長写真

平成24年4月

古賀市長 竹下 司津男

目 次

I 計画策定の経緯と趣旨

1. 計画策定の経緯	9
(1) 世界の取組み	9
(2) 国の取組み	9
(3) 福岡県の取組み	10
(4) 古賀市の取組み	11
2. 計画の趣旨	12
(1) 計画の基本理念、目的	12
(2) 計画の基本目標	12
(3) 計画の位置づけ	12
(4) 計画の期間	12

II 基本目標と施策の体系

1. 基本目標と施策の体系	14
---------------------	----

III 基本方向、基本施策と具体施策

1. 男女平等意識の向上	18
(1) 男女平等意識の形成	18
(2) 男女平等教育の促進、充実	21
2. あらゆる分野における男女共同参画の実現	24
(1) 施策・方針決定過程への女性の参画の拡大	24
(2) 家庭生活、地域活動における男女共同参画の促進	27
(3) 就労の場における男女共同参画の促進	31
(4) 国際的視野に立った男女共同参画の推進	35
3. 男女の自立と社会参画に向けた環境整備	36
(1) ワークライフバランスの確立と社会参画への支援	36
(2) 生涯を通じた健康管理への支援	42
4. 女性への暴力根絶	44
(1) 女性への暴力根絶と被害者支援	44

IV 計画の推進

1. 庁内推進体制の機能強化	52
2. 市民・企業・関係団体との連携	52
3. 計画の見直し	52
4. 制度に対する苦情の申し出	52
5. 庁内推進体系表	53

参考資料

1. 国際婦人年以降の国内外の主な動き	56
2. 男女共同参画社会基本法	58
3. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	60
4. 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	65
5. 福岡県男女共同参画推進条例	68
6. 古賀市男女平等をめざす基本条例	70
7. 古賀市男女共同参画行政推進本部設置規程	74
8. 古賀市男女共同参画リーダー養成事業補助金交付要綱	76
10. 男女共同参画審議会への諮問書	77
11. 男女共同参画審議会からの答申書	78
12. 男女共同参画審議会審議内容	79
13. 男女共同参画審議会名簿	80
14. 男女共同参画に関する用語解説	81

(本文中の「※」については法令または用語解説をご参照ください。)



I 計画策定の経緯と趣旨

I 計画策定の経緯と趣旨

1. 計画策定の経緯

(1) 世界の取組み

国際連合は、世界的に女性の地位向上を図る目的で、昭和50(1975)年を「国際婦人年」と定めました。また、同年メキシコで開催された「国際婦人年世界会議」では、女性の自立と地位向上を目指して向こう10年間の各国の取り組むべき指針となる「世界行動計画」が採択、同年秋には行動計画が承認され、昭和51(1976)年から昭和60(1985)年までを「国連婦人の10年」と定め、「平等、開発、平和」を目標に10年間にわたる活動指針が示されました。

昭和54(1979)年、第34回国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」※(以下「女子差別撤廃条約」という。)が採択されました。この条約は、固定的な性別役割分担意識の変革を中心理念としており、世界の男女平等政策の基盤となりました。

また、平成5(1993)年の国連総会において、「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が採択、平成7(1995)年北京で開催された「第4回世界女性会議」では、「北京宣言及び行動綱領」が採択されました。女性の権利すなわち人権をうたった「北京宣言」は、21世紀に向けた女性政策の国際的な指針と位置付けられました。

さらに、平成12(2000)年、ニューヨークで開催された国連特別総会「女性2000年会議」では、「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアチブ」(成果文書)が採択され、各国の推進状況について検討し、課題解決に向けた一層の取組みを国際社会に求める宣言が採択されました。平成22(2010)年3月には、「第4回世界女性会議(北京会議)」から15年目にあたることを記念し、「女性2000年会議」の成果文書に対する実施状況の評価を主要テーマに、第54回「女性の地位委員会(北京+15)」が開催されました。また、平成23(2011)年2月には、ニューヨーク国連本部で、第55回「女性の地位委員会」が開催される等、女性の地位向上と男女共同参画の推進に向けた取組みが世界的に広がっています。

(2) 国の取組み

国際的な取組みに連動して、我が国においても女性の地位向上と男女共同参画の取組みが進められてきました。昭和52(1977)年には「国内行動計画」が策定され、今後10年間の女性政策への取組みが明らかにされました。昭和59(1984)年には、「国籍法」及び「戸籍法」が一部改正され、昭和60(1985)年には、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(以下「男女雇用機会均等法」という。)が制定されるなど、男女平等に関する法律・制度面の整備が進行し、同年「女子差別撤廃条約」が批准されました。

さらに、平成6(1994)年には、国内本部機構の充実強化を図るため「男女共同参画推進本部」、「男女共同参画室」、内閣総理大臣の諮問機関としての「男女共同参画審議会」が設置されました。

そして、平成11(1999)年6月には、「男女共同参画社会基本法」※(以下「基本法」という。)が制定され、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けら

れました。また、翌平成12(2000)年12月には「基本法」を踏まえ、男女共同参画社会実現に向けての基本的方向と具体的施策を体系化した「男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

平成13(2001)年には、「男女共同参画審議会」を「男女共同参画会議」に、「男女共同参画室」を「男女共同参画局」に、推進体制を強化するとともに、同年、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」※(以下「配偶者暴力防止法」という。)が制定され、平成16(2004)年には、「配偶者暴力防止法」の一部改正により、都道府県による基本計画の策定が義務付けられました。さらに、平成17(2005)年の法改正により、市町村においても基本計画を策定することが努力義務となりました。このような法改正を経て、女性への暴力根絶のための施策が推進されてきました。

平成17(2005)年に策定された「男女共同参画基本計画(第2次)」の重点事項では、新たな取組みを必要とする分野(防災、まちづくり等)における男女共同参画の推進や、「2020年までに、社会のあらゆる分野において指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%程度になるよう期待し、各分野における取組みを促進する」いわゆる「2020年30%」※の取組みが掲げられています。

しかしながら、国際連合の「女子に対する差別の撤廃に関する委員会」(以下「女子差別撤廃委員会」という。)の日本国に対する最終見解【平成21(2009)年9月公表】においても、多くの課題が指摘されています。

平成22(2010)年に策定された第3次男女共同参画基本計画の基本的考え方は、①実効性のあるアクションプランとするため、できる限り具体的な数値目標等を設定するとともに、達成状況を定期的にフォローアップする、②固定的性別役割分担を前提とした社会制度や社会構造の変革を目指すとともに、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」、「子ども・子育て支援」、等関連施策との密接な連携を図る、③国際的な概念や考え方(ジェンダー等)を重視し、国際的な協調を図るの3つが掲げられ、男女共同参画社会の構築に向けた様々な取組みが進められています。

(3) 福岡県の取組み

政府の取組みに連動して、昭和53(1978)年、庁内組織の「福岡県婦人関係行政推進会議」と民間有識者で構成する「福岡県婦人問題懇話会」が設置され、昭和54(1979)年女性関係行政の総合窓口として「婦人対策室(昭和61年4月婦人対策課、平成3年11月女性政策課、平成13年4月男女共同参画推進課)」が設置されました。

平成8(1996)年に「福岡県女性政策懇話会」からの提言を受け、「第3次福岡県行動計画」が策定されました。また、同年開館した福岡県女性総合センター「あすばる」は、男女の自立と社会への多様な参画を進める拠点として現在も活動されています。

平成13(2001)年、「福岡県男女共同参画推進条例」※が可決され、平成14(2002)年3月には、「福岡県男女共同参画計画」、平成18(2006)年には、「男女共同参画社会実現に向けての人づくりと女性が活躍する社会づくり」を大目標とした「第2次福岡県男女共同参画計画」が策定され、積極的な施策が展開されてきました。

また、平成23(2011)年3月、「女性の更なる社会進出を推進し、女性が多様な分野で能力を発揮する、活力ある社会をつくる」を大目標とした「第3次福岡県男女共同参画計画」が策定され、重点的な施策を明らかにしつつ、総合的、計画的に男女共同参画が推進されてきました。

さらに、同月、「第2次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」が

策定され、「暴力は、個人の尊厳を害する重大な人権侵害」として、女性への暴力根絶と被害者への支援等に向けた取組みが強化されています。

(4) 古賀市の取組み

古賀市では、平成8(1996)年、市民10名による「女性問題懇話会準備会」を経て、平成10(1998)年に設置した「古賀市女性問題懇話会」において、古賀市が抱えている様々な女性問題について調査研究した結果を、平成11(1999)年3月「①女性の人権を大切にするまちへ、②女性の声を生かせるまちへ、③女性が安心して暮らせるまちへ」の3つの柱を基本提言とした「活動報告書」がまとめられました。

同年4月、男女共同参画施策の総合的推進を図るため、総務部企画課に女性政策係を設置しました。また、「古賀市女性問題懇話会」(市民の女性12名、男性3名)を新たに設置し、先の活動報告を受け、10月に「男女共同参画社会に関する市民意識調査」を実施しました。

平成12(2000)年4月、「古賀市女性問題懇話会」は有識者3名を加え委員総勢18名となり、「古賀市男女共同参画推進懇話会」に名称変更、古賀市における女性問題の現状と課題を把握し、男女共同参画社会の確立をめざす基本方向として、①固定的性別役割分担意識からの解放、②男女平等教育の浸透、③あらゆる分野における男女平等・共同参画、④女性のエンパワーメント※(特に経済的自立)、⑤国際交流の推進の5つの柱とする提言がまとめられ、平成13(2001)年3月に「男女共同参画社会実現に向けての提言」書が市長に提出されました。

この提言を受け、古賀市の男女共同参画計画を策定するため、平成13(2001)年5月、職員で構成する「古賀市男女共同参画計画策定委員会」を設置、協議を重ねた結果、素案を作成し、平成15(2003)年3月、人権の確立と両性の平等を基本理念に据え、男女共同参画社会の確立を目的とした「古賀市男女共同参画計画」を策定しました。

平成15(2003)年4月、所管が人権・同和政策課へ移り、同月「かすや地区女性ホットライン」(担当課:福祉課)を開設しました。また、同年5月、市長を本部長とする「古賀市男女共同参画行政推進本部設置規程」※(以下「設置規程」という。)を公布し、同年6月には、市民との共働により、つどいやセミナー等を企画・運営する「セミナー・つどい実行委員会」を立ち上げる等、市の推進体制及び市民の相談、啓発体制を強化しました。

また、この間「福岡県女性海外研修の翼」(平成11年度から)、及び「日本女性会議」(平成13年度から)への市民の参加を促し、リーダー養成のための補助金制度を実施しています。

平成17(2005)年4月「古賀市男女平等をめざす基本条例」※(以下「基本条例」という。)を施行し、古賀市における男女共同参画推進の基本となる条例と計画を整備しました。

平成18(2006)年10月には「男女共同参画社会に関する市民意識調査」(以下「市民意識調査」という。)を実施し、その分析に基づき「古賀市男女共同参画計画」の「後期実施計画」(平成19年度～23年度)を策定しました。

平成22(2010)年、市内事業所(799社へ依頼、293社回答)を対象とした「男女共同参画推進状況調査」を実施し、平成18年度実施した「市民意識調査」と合わせ、平成23年度「第2次古賀市男女共同参画計画」策定に向けての基礎資料とし、古賀市の新たな男女共同参画推進へと取組みを進めています。

2. 計画の趣旨

(1) 計画の基本理念、目的

この計画を推進するための基本理念、目的は以下のとおりです。

基本理念 …………… 「人権の確立と両性の平等」

目 的 …………… 「男女共同参画社会の確立」

(2) 計画の基本目標

この計画の基本理念、目的を達成するための基本目標は以下の4つです。

I. 男女平等意識の向上

II. あらゆる分野における男女共同参画の実現

III. 男女の自立と社会参画に向けた環境整備

IV. 女性への暴力根絶

(3) 計画の位置づけ

ア. この計画は、「憲法」の精神を基に、「男女共同参画社会基本法」及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく計画です。

イ. この計画は、上記アに加えて、「古賀市男女平等をめざす基本条例」に基づく計画であり、「第4次古賀市総合振興計画」や「古賀市人権施策基本指針」との整合性を図りながら、女性問題の解決と男女共同参画社会実現を目指す施策の基本的方向を示し、施策を体系化・具体化しています。

ウ. この計画は、古賀市がこれまで実施してきた「意識調査」等の結果を分析して、「男女共同参画審議会」の答申を尊重し策定しています。

エ. この計画は、市民、地域、事業所、各種団体の協力・連携のもと、「古賀市男女共同参画行政推進本部」を中心に行政の総力を挙げて推進を図るものです。

「基本法」は、男女共同参画社会を「男女が社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義し、その実現を21世紀のわが国社会を決定する最重要課題と位置付けるとともに、五つの基本理念を定め、国、地方自治体及び国民の責務を明らかにしています。

(4) 計画の期間

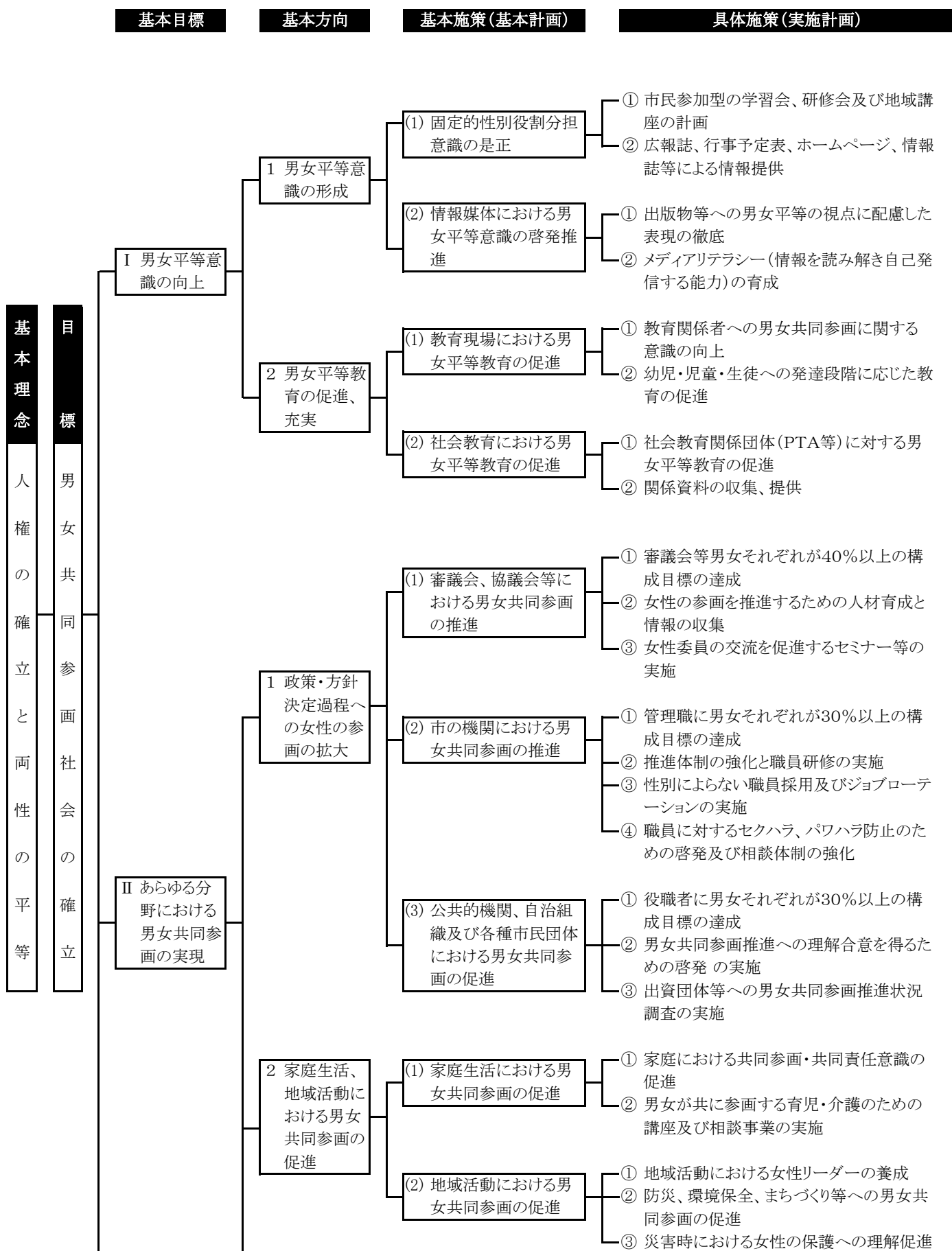
この計画の期間は、平成24(2012)年度から平成33(2021)年度までの10年間としています。なお、実施計画(具体施策)については、中間年で点検・見直し作業を行います。

Ⅱ 基本目標と施策の体系

基本目標と施策の体系

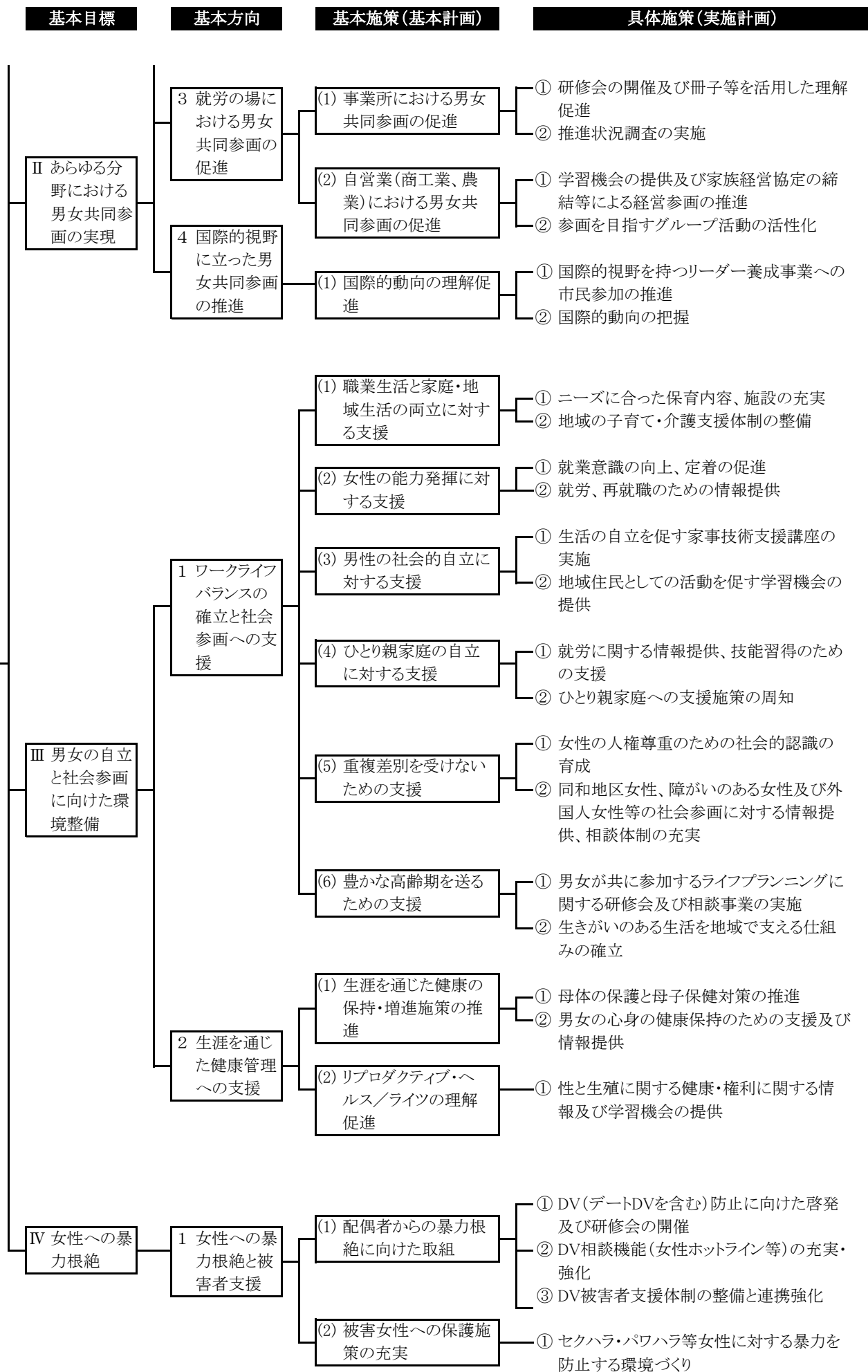
第2次男女共同参画計画

(平成24年度～平成33年度)



基本理念
人権の確立と両性の平等

目標
男女共同参画社会の確立



Ⅲ 基本方向、基本施策と具体施策

Ⅲ 基本施策と具体施策

基本目標 Ⅰ 男女平等意識の 向上

日本国憲法に男女の人権の尊重、平等の理念がうたわれて以来、多方面の努力により、様々な法律の制定、改正がなされ男女平等が制度上では一応達成された状況にあると見られますが、現実的には依然として多くの課題が残されています。

「男は仕事、女は家庭を守る」という固定的性別役割分担意識※がまだまだ根強く残っており、男女平等が真に達成されているとは言えない状況にあると考えられます。「男だから」「女だから」という性別により役割を区別する意識は、女性だけの問題ではなく、男性の主体的な人生の選択や能力の発揮をも阻むものです。

古賀市では、「すべての市民の人権確立」を視点を据えて、総合行政としての人権施策の確立に向けた取組を展開していくため、市民と行政が一体となり、あらゆる人権問題の解決を目指した総合的な人権施策の展開を図る必要から人権施策の礎となる「古賀市人権施策基本指針」を平成19(2007)年5月に策定しました。

職場、地域、学校、家庭等あらゆる分野で、男女がそれぞれの個性と能力を発揮できる社会を実現し、健康で豊かな生活を送るために、性別役割分担にとらわれた意識を是正する必要があります。

【基本方向 1 男女平等意識の形成】

1. 現状と課題

市民意識調査では、「男は仕事、女は家庭を守る」という性別役割分担意識に「賛成(賛成、どちらかと言えば賛成)」(以下「賛成派」という。)が61.7%(女性56.5%、男性68.9%)、「反対(反対、どちらかと言えば反対)」(以下「反対派」という。)が38.3%(女性43.5%、男性31.2%)で、依然として賛成派の割合が高く、特に男性の回答にその傾向が高く表れています。

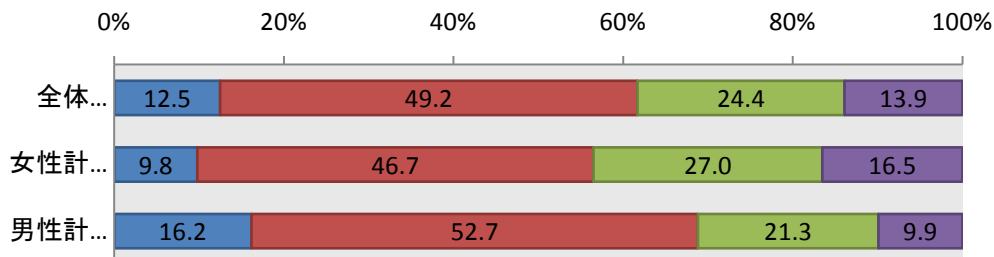
また、「男女平等社会を実現するために必要なもの」では、「女性を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりを改めること」が33.0%(女性33.3%、男性32.2%)で男女とも最も高い比率を示しており、偏見や固定的な社会通念、慣習、しきたり等が根底にあり、男女平等を阻害していると考えている市民が多いようです。

性別にかかわらず、市民があらゆる分野で個性と能力を発揮するため、固定的性別役割分担意識を是正し、男女平等意識を形成するため、あらゆる機会を通して啓発活動が必要であると考えられます。

古賀市では、つどいやセミナー、講演会等の開催や、広報等による啓発活動を行っていますが、セミナー等に参加する市民の人数、年齢層が限られていることから、今後は、出前講座等を活用し、地域へ出向き、市民一人ひとりの意識改革のため、身近な出来事をテーマにした寸劇等により、効果的・積極的な啓発活動を実施していく必要があると考えられます。

表1 「男は仕事、女は家庭を守る」という
性別役割分担意識について (%)

■ 賛成 ■ どちらかといえば賛成 ■ どちらかといえば反対 ■ 反対



賛成派

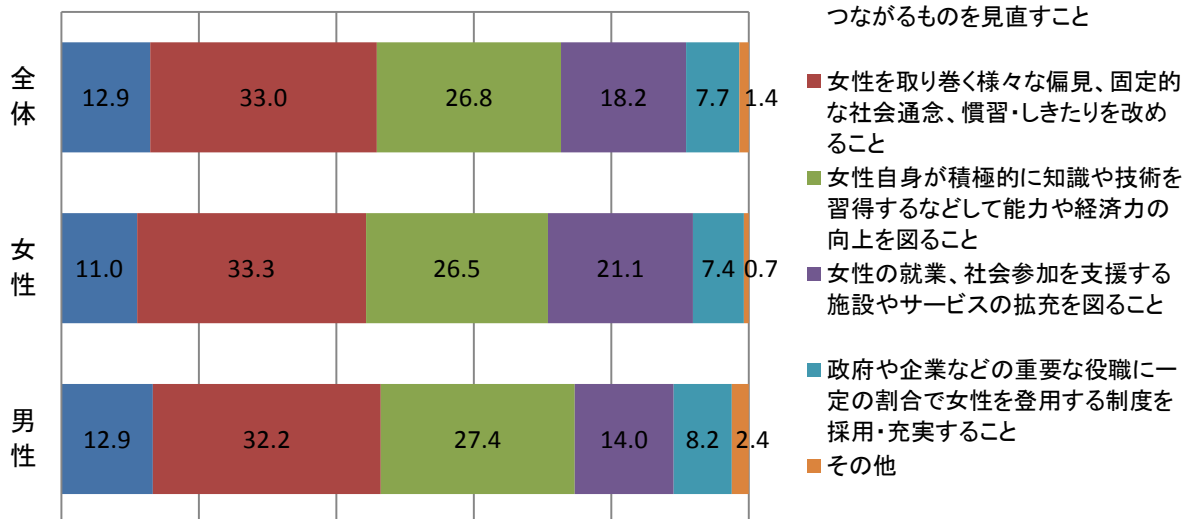
反対派

61.7	38.3
56.5	43.5
68.9	31.2

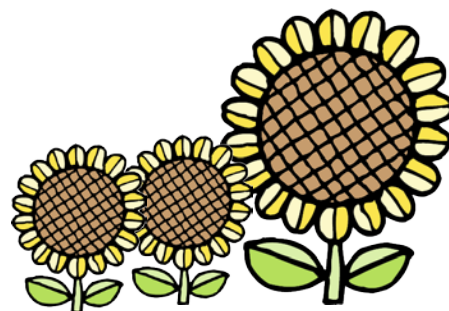
資料：平成18年度 古賀市「男女共同参画社会に関する市民意識調査」

表2 「男女平等社会を実現するために必要なもの」 (%)

0% 20% 40% 60% 80% 100%



資料：平成18年度 古賀市「男女共同参画社会に関する市民意識調査」



2. 基本施策（基本計画）

（１）固定的性別役割分担意識の是正

固定的性別役割分担意識を是正するため、つどい、セミナー、講演会を開催し、主体的な生き方について研修の機会を提供していきます。また、男女平等の視点に立った地域・家庭における慣習・慣行の見直しを促進するため、地域等での出前講座を実施し、身近な出来事をテーマにした寸劇等により、解りやすい方法で意識改革を促していきます。

（２）情報媒体における男女平等意識の啓発推進

行政、公共的機関が発行する出版物等において、男女平等の視点に配慮した表現への取組みを推進するとともに、市民がメディアからの情報を主体的に読み解き、自己発信する能力（メディアリテラシー※）を高めるための研修等を実施します。

基本目標 1 男女平等意識の向上

基本方向	基本施策（基本計画）	具体施策（実施計画）と事業内容	実施区分	担当課
1 男女平等意識の形成	(1) 固定的性別役割分担意識の是正	① 市民参加型の学習会、研修会及び地域講座の計画 ○ 男女共同参画週間事業、セミナーを開催する。 ○ 地域や団体での出前講座を実施し、意識の是正を図る。	A	総務課
		② 広報誌、行事予定表、ホームページ、情報誌等による情報提供 ○ 特集を組む等、定期的に記事を掲載する。 ○ 情報誌の発行により、意識の是正を効果的に進める。	A	総務課 経営企画課 人権センター
	(2) 情報媒体における男女平等意識の啓発推進	① 出版物等への男女平等の視点に配慮した表現の徹底 ○ 写真、イラスト、文章等において「表現のガイドライン」を使用し、男女平等の視点に配慮した表現を徹底する。	A	総務課 経営企画課 関係各課
		② メディアリテラシー（情報を読み解き自己発信する能力）の育成 ○ 講演や広報等を通じメディア社会に積極的に参画する能力を涵養する。 ○ 学校教育、社会教育を通じて、情報を主体的に収集、判断できる能力、情報化の進展に主体的に対応できる能力の育成に努める。	A	総務課 学校教育課 生涯学習推進課 人権センター

A：既に実施しており、今後も継続・拡充する

B：前期（平成24年度～平成28年度）で実施あるいは検討する

【基本方向 2 男女平等教育の促進、充実】

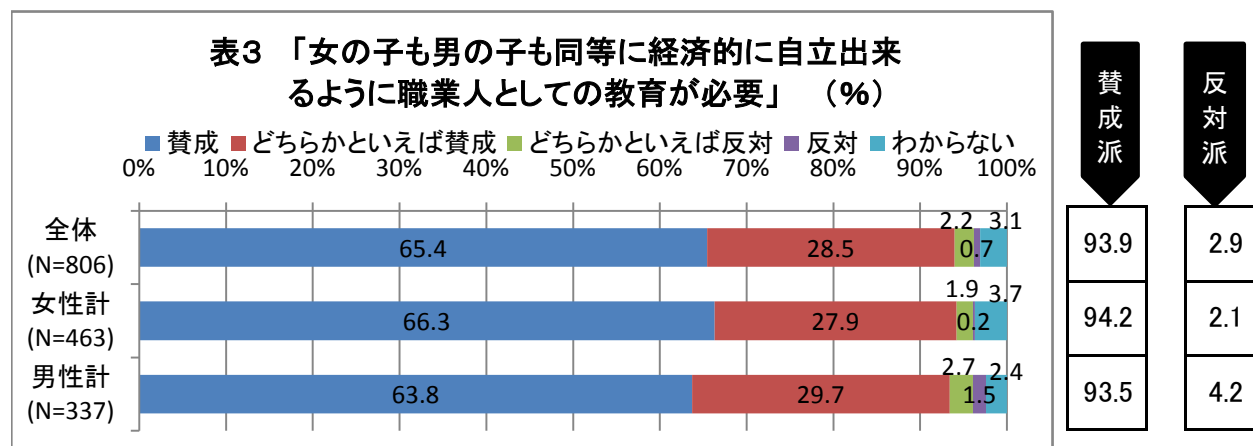
1. 現状と課題

市民意識調査では、「女の子も男の子と同等に経済的に自立できるよう職業人としての教育が必要だ」に賛成派が93.9%(女性94.2%、男性93.5%)、「男の子にも炊事・掃除・洗濯など、生活に必要な技術を身につけさせる」に賛成派が94.4%(女性96.5%、男性91.7%)と高率を示しています。しかし、一方では「男女にはそれぞれの役割があるので、女の子は女の子らしく、男の子は男の子らしく育てた方がよい」に賛成派が68.3%(女性62.8%、男性76.4%)となっています。

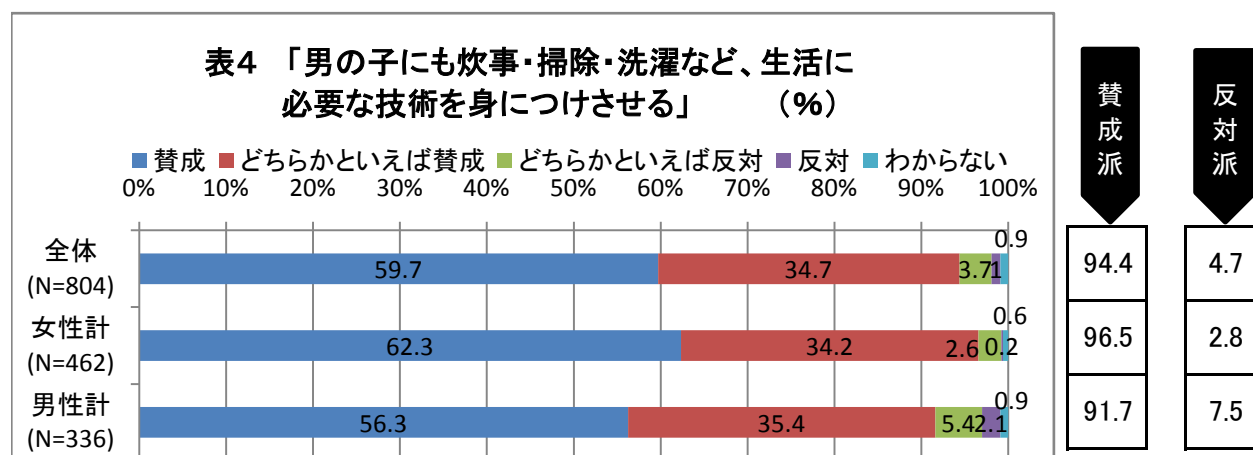
市内小中学校においては、「男女混合名簿」を採用していますが、市民意識調査では、「男女混合名簿」に賛成派が58.4%(女性53.8%、男性64.7%)となっています。出席簿は教育活動の中で頻繁に使用される公式書類であり、男女別で男子を先に記述する出席簿の使用は、男子集団が女子集団よりも優先される体験が日常的に蓄積され、男性優位の価値観を内面化することにつながると考えられます。

幼少時からのしつけや教育が人格形成に与える影響は大きく、子どもが個性や能力を発揮できる社会の基盤づくりには、社会的性別(ジェンダー)※に縛られず、個性を尊重する教育が重要となり、就学前教育、学校教育において男女平等教育が実施されるよう教育関係者の更なる研修が必要であると考えられます。

また、家庭教育や職場、地域における教育を含めた社会教育においても、思いやりと自立の意識を育み、男女平等の意識を醸成する研修会の実施が必要であると考えられます。

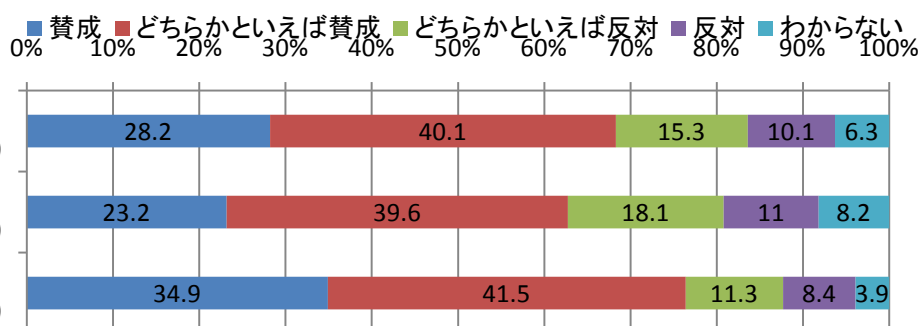


資料：平成18年度 古賀市「男女共同参画社会に関する市民意識調査」



資料：平成18年度 古賀市「男女共同参画社会に関する市民意識調査」

表5 「男女にはそれぞれの役割があるので、女の子は女の子らしく、男の子には男の子らしく育てた方がよい」 (%)



賛成派

68.3

反対派

25.4

62.8

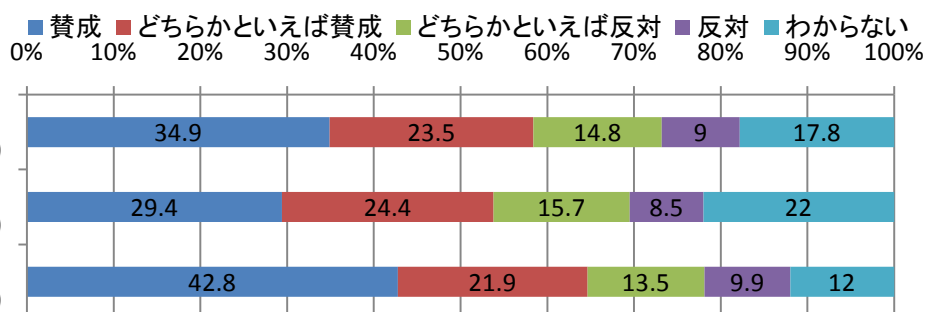
29.1

76.4

19.7

資料：平成18年度 古賀市「男女共同参画社会に関する市民意識調査」

表6 「学校で出席簿の順番などを「男の子が先」という習慣をなくし、男女を分けなくてもいいものは男女混合に変える」 (%)



賛成派

58.4

反対派

23.8

53.8

24.2

64.7

23.4

資料：平成18年度 古賀市「男女共同参画社会に関する市民意識調査」

2. 基本施策（基本計画）

（1）教育現場における男女平等教育の促進

学校、保育園、幼稚園等教育関係者へ男女共同参画への意識向上を図り、性別役割分担にとらわれない指導の徹底を養成するなど、幼児・児童・生徒の個性と能力を伸ばす教育を促進するとともに、子どもの発達段階に応じた自分や家族を含むすべての人の権利や命を大切にする心を育む教育を推進します。

（2）社会教育における男女平等教育の促進

社会教育の関係者や保護者に対する男女平等教育促進のための資料や研修機会を提供するとともに、継続的で多方面にわたる啓発に取り組み、男女平等意識の浸透を図ります。

基本目標 1 男女平等意識の向上

基本方向	基本施策 (基本計画)	具体施策(実施計画)と事業内容	実施区分	担当課
2 男女平等教育の促進、充実	(1) 教育現場における男女平等教育の促進	① 教育関係者への男女共同参画に関する意識の向上 ○ 法や条例の趣旨を踏まえ、男女平等の視点に立った教育を促進する。 ○ 学校行事を中心とした様々な教育活動において男女平等教育の理念を踏まえた教育活動を促進する。 ○ 男女平等教育についての共通理解と連携を図るため保護者への通信等の発行物に教育方針の記事を掲載する。 ○ 市内の高校、特別支援学校において、法や条例の趣旨に沿った教育活動が実施されるよう要請する。	A	学校教育課 総務課
		② 幼児・児童・生徒への発達段階に応じた教育の促進 ○ 発達段階に応じた学習内容・方法を研究し、男女平等意識が養われるようにする。 ○ 命の尊さを学ぶとともに母性保護意識の醸成を図る。 ○ 人格尊重、男女平等の視点に立った性教育を実施する。 ○ 性に関する相談窓口の周知徹底と充実を図る。	A	学校教育課 青少年総合センター 子育て支援課 (保育所)
	(2) 社会教育における男女平等教育の促進	① 社会教育関係団体(PTA等)に対する男女平等教育の促進 ○ 公民館活動、学校主催の保護者会等において、男女平等の視点に立った研修会等を実施する。	A	生涯学習推進課
		② 関係資料の収集、提供 ○ 図書、視聴覚資料などを収集、提供する ○ 男女共同参画週間等に特別展示を行う。	A	市立図書館 人権センター 総務課

A：既に実施しており、今後も継続・拡充する

B：前期(平成24年度～平成28年度)で実施あるいは検討する

基本目標 II あらゆる分野に おける男女共同 参画の実現

就労をはじめとして、様々な活動に参加する女性が増加しているにもかかわらず、男性優位の慣行が根強く残っているため、意思決定ができる責任ある地位には男性が起用され、女性は補助的な役割を担うことが多い状況にあります。

今後、さらに男女共同参画社会の形成を促進するためには、特に政策・方針決定過程への女性の参画が求められています。国は「2020年30%」の取組みを進めてきましたが、現状では女性の参画の拡大は緩やかであり、社会の様々な分野における女性の活躍は国際的にみても低い水準にとどまっています。毎年、世界経済フォーラムが各国における男女格差を測るジェンダー・ギャップ指数(GGI)※を発表していますが、日本は平成23(2011)年135か国中98位で、特に、政治分野及び経済分野における男女の格差が大きいため低い順位となっています。

また、「自死」や、「過労死」等、生命に関する問題もあり、性別役割分担にとらわれず、男女が対等なパートナーとして共に社会を支える環境づくりが必要です。

男女共同参画社会は男女平等を前提としており、実現のためには、あらゆる分野において、参画する機会が平等に与えられているかにとどまらず、結果が平等になっているかに注目することが重要です。併せて地域や家庭等に浸透している固定的性別役割分担意識や、社会的、文化的、歴史的につくられた性差別の存在を自覚し、是正する必要があります。

男女が対等な立場であらゆる分野に参画し、その能力を十分発揮できる場が保障されるような環境整備が求められます。

【基本方向 1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大】

1. 現状と課題

古賀市は、平成13(2001)年「古賀市付属機関等の委員の委嘱基準等に関する規定」※を定めて、女性の参画を積極的に推進しており、平成23年度県内市町村の審議会における女性委員の登用状況調査で、古賀市は地方自治法第202条の3に基づく審議会の女性委員の比率は、平成23年4月1日現在37.1%(審議会等の数24、委員総数272名、うち女性委員101名)で、県内市町村(政令市を含む)の平均28.6%を大きく上回り県内第3位、前年度が第5位と近年県内でも高い順位となっています。

また、同条に基づく審議会の女性委員の登用状況については、各担当課の努力もあり、女性委員が1人もいないという審議会等はなくなりました。しかしながら、同法第180条の5に基づく委員会等や、その他条例、要綱、規程等に基づく委員会等の中には、依然として女性委員が1名もないという委員会等が存在するなど、取組みはなされていますが、女性委員の参画を進めるさらなる努力が必要です。さらに、委員会等の中には、女性委員の比率が90%を超えているところもあり、すべての審議会等がバランスのとれた委員構成となるような取組みが必要です。

なお、市議会議員の女性比率については、現在議員総数19名中、女性議員が6名で31.6%となっており、こちらも県内で高い比率を示しています。

古賀市職員の管理職における女性の比率は、平成19年4月1日時点で3.9%であり、平成23年4月1日現在7.7%と増加していますが、まだまだ低い状況となっています。今後、さらなる女性の管

理職への登用を推進していく必要があります。

また、自治組織やPTA会長における女性の参画は、依然として僅少な状況であり、女性が政策・方針決定過程へ参画できるように、地域社会や自治組織に対して意識啓発や学習の機会を提供し、行政組織内においても、人材を育成する必要があります。

表 7 古賀市における女性の参画・登用状況（平成23年4月1日現在）

名 称	総人数	女性人数	比率(%)
市議会議員（平成23年実施された選挙後の数）	19	6	31.6
審議会等委員	677	267	39.4
地方自治法180条の5に基づく委員会等（広域を除く）	32	7	21.9
地方自治法202条の3に基づく審議会等	272	101	37.1
その他条例、要綱、規定に基づく委員会等	373	159	42.6
行政区長	45	3	6.7
小学校PTA会長	8	0	0.0
中学校PTA会長	3	0	0.0
民生委員・児童委員	58	28	48.3
古賀市職員（総職員）	347	159	45.8
うち古賀市職員（係長職）	65	20	30.8
うち古賀市職員（管理職）	39	3	7.7

2. 基本施策（基本計画）

（1）協議会等における男女共同参画の推進

男女共同参画を推進するため、審議会等の所管部署において、男女それぞれの構成比率の目標達成に向けた登用を積極的に推進します。また、女性の参画を進めるために女性リーダーを養成するとともに、参画推進のため各分野で活躍する人財の情報収集等を行ない、提供します。

（2）市の機関における男女共同参画の推進

管理職の男女それぞれの構成比率の目標達成に向けて、男女共同参画推進のための研修会等を実施するとともに、性別によらない職員採用及びジョブローテーション※の実施や、管理職への女性職員の登用を図ります。

また、男女共同参画を推進する上で障害となる「セクシャルハラスメント」※（以下「セクハラ」という。）や「パワーハラスメント」※（以下「パワハラ」という。）防止のための啓発や相談体制の充実を図ります。

（3）公共的機関、自治組織及び各種市民団体における男女共同参画の促進

公共的機関や、自治会、各種市民団体等における役職者の男女それぞれの構成比率の目標達成に向けて、男女の参画を促進するとともに、男女共同参画推進への理解や合意を得るための啓発や定期的な男女共同参画推進状況調査を実施します。

基本目標 II あらゆる分野における男女共同参画の実現

基本方向	基本施策 (基本計画)	具体施策(実施計画)と事業内容	実施 区分	担当課
1 政策 ・ 方針決定過程への女性の参画の拡大	(1) 審議会、協議会等における男女共同参画の推進	① 審議会等男女それぞれが40%以上の構成目標の達成 ○ 平成28(2016)年までに各審議会等の所管部署において達成をめざす。	A	人事秘書課 関係各課
		② 女性の参画を推進するための人材育成と情報の収集 ○ 市がリーダー養成事業と位置付ける研修等に参加させ、次期のリーダー候補として養成する。 ○ 女性登用を促進するために人財リストを整備し活用する。	A	総務課
		③ 女性委員の交流を促進するセミナー等の実施 ○ 審議会等女性委員の交流セミナー等を開催しエンパワメントを図る。	A	総務課
	(2) 市の機関における男女共同参画の推進	① 管理職に男女それぞれが30%以上の構成目標の達成 ○ 平成32(2020)年までに管理職の男女割合の達成をめざす。	A	人事秘書課
		② 推進体制の強化と職員研修の実施 ○ 推進本部を中心に男女共同参画が推進されるための体制を強化する。 ○ 職員研修のテーマに取り上げ、意識の浸透、理解を深める。	A	総務課 人事秘書課
		③ 性別によらない職員採用及びジョブローテーションの実施 ○ 自己申告制度を活用するなど公平で適材適所の配置を行う。	A	人事秘書課
		④ 職員に対するセクハラ、パワハラ防止のための啓発及び相談体制の強化 ○ 職員へのセクハラ、パワハラ防止のための啓発を実施する。 ○ セクハラ、パワハラに関する相談体制の充実を図る。	A	人事秘書課
	(3) 公共的機関、自治組織及び各種市民団体における男女共同参画の促進	① 役職者に男女それぞれが30%以上の構成目標の達成 ○ 平成32(2020)年までに各種団体の役職者の男女割合が目標達成するよう促す。	A	関係各課
		② 男女共同参画推進への理解合意を得るための啓発の実施 ○ 地域の各種会合やイベントなど様々な機会をとらえた啓発を行う。	A	関係各課 総務課
		③ 出資団体等への男女共同参画推進状況調査の実施 ○ 出資団体等における男女共同参画を推進するため、推進状況調査を実施する	A	関係各課 総務課

A : 既に実施しており、今後も継続・拡充する

B : 前期(平成24年度～平成28年度)で実施あるいは検討する

【基本方向 2 家庭生活、地域活動における男女共同参画の促進】

1. 現状と課題

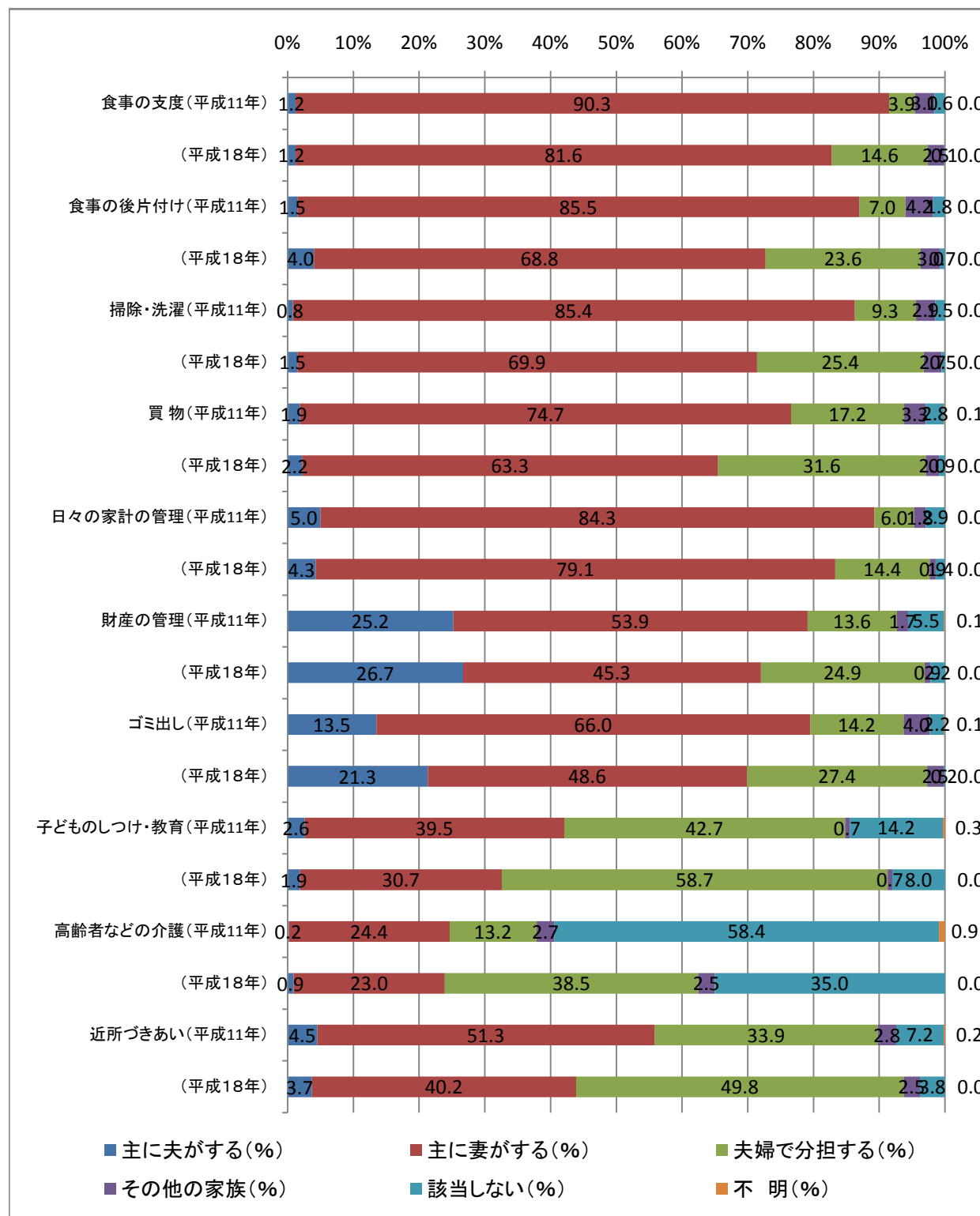
市民意識調査では、家庭内での役割分担について、「食事の支度」に対する回答では、主に夫がするが1. 2%、主に妻がするが81. 6%、夫婦で分担するが14. 6%となっており、80%以上の家庭において、食事の支度を主に妻がおこなっています。しかし、「食事の後片づけ」では、主に夫がするが4. 0%、主に妻がするが68. 8%、夫婦で分担するが23. 6%となっており、「食事の支度」と比較して家庭内での男性の役割が、若干多いようです。また、「子どものしつけ・教育」では、主に夫がするが1. 9%、主に妻がするが30. 7%、夫婦で分担するが58. 7%となっており、6割近い家庭が夫婦で分担し、子どものしつけ・教育をしている状況となっています。

市民意識調査の、地域社会に関する項目では、「いずれの活動にも参加していない」が37. 3%（女性35. 0%、男性40. 3%）で、その理由は、「忙しくて時間がないから」が26. 5%（女性28. 1%、男性24. 9%）で最も多くなっており、地域社会をより豊かなものにするためには、市民自身が、「自分たちのまち」という意識を持ち、男女が共に積極的にまちづくりに参加する必要があります。

家庭生活や地域活動における男女共同参画を促進するためには、啓発の実施、活動のための研修、相談事業の実施等により環境整備を図る必要があります。

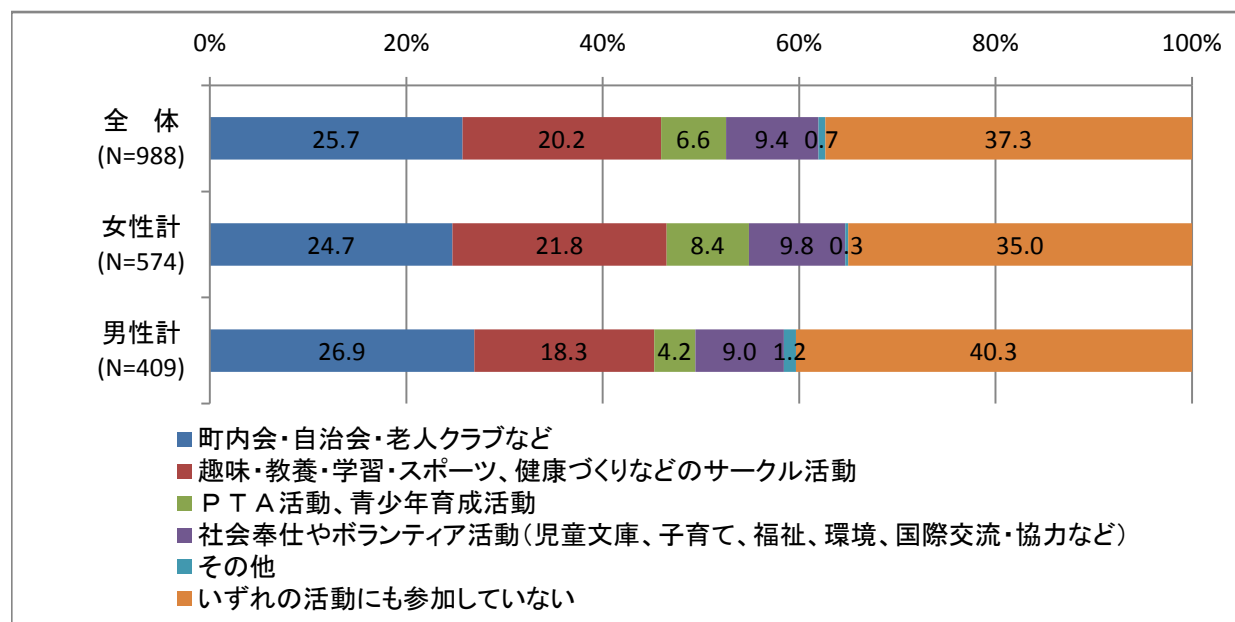


表 8 家庭内での役割分担



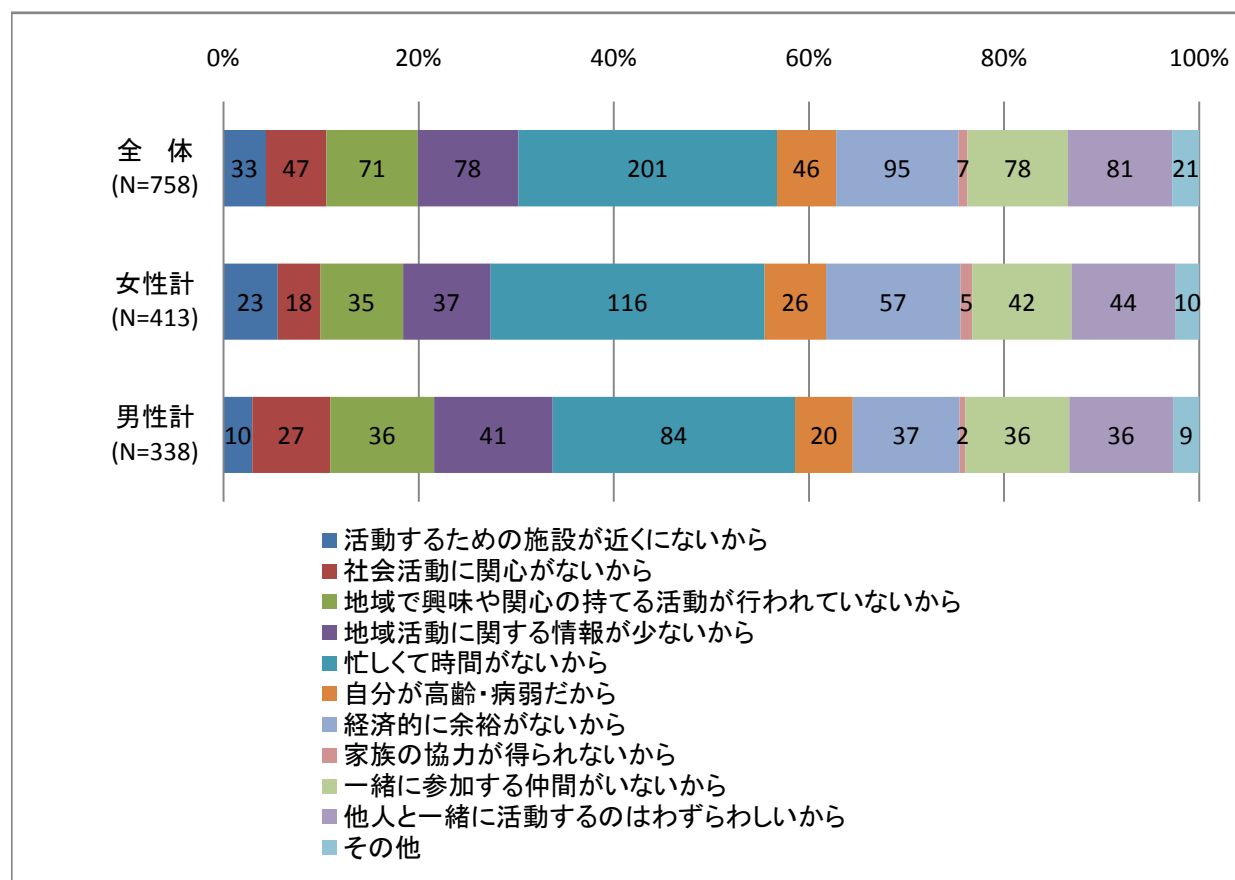
資料：平成18年度 古賀市「男女共同参画社会に関する市民意識調査」

表 9 地域活動の参加経験（複数回答：％）



資料：平成18年度 古賀市「男女共同参画社会に関する市民意識調査」

表 10 地域活動に参加していない理由（複数回答：件数）



資料：平成18年度 古賀市「男女共同参画社会に関する市民意識調査」

2. 基本施策（基本計画）

（１）家庭生活における男女共同参画の促進

男女が共に家事、育児、介護等を担うことができるように家族や家庭生活に対する男女の共同責任と参画の意志の浸透を図るための啓発や、育児・介護講座、相談事業の充実を図ります。

（２）地域活動における男女共同参画の促進

自らの能力を高める学習や研修会を開催し、女性リーダーとして活動できる人財を育成するとともに、様々な地域活動に取り組む団体に対し、男女共同参画を推進するための啓発や各種団体間の情報交換を図り、あらゆる地域活動における男女共同参画を推進します。

また、平成23(2011)年3月11日に発生した東日本大震災を踏まえ、災害時における女性の立場や子育てのニーズ等、女性の視点に配慮するため、日頃からの防災、環境保全、まちづくり等への女性の参画を促進します。

基本目標 II あらゆる分野における男女共同参画の実現

基本方向	基本施策 (基本計画)	具体施策(実施計画)と事業内容	実施区分	担当課
2 家庭生活、地域活動における男女共同参画の促進	(1) 家庭生活における男女共同参画の促進	① 家庭における共同参画・共同責任意識の促進 ○ 発行物を利用した啓発、市民から一行詩等の標語を募り、その活用により意識の浸透を図る。	A	総務課
		② 男女が共に参画する育児・介護のための講座及び相談事業の実施 ○ 男女が共に参画する育児・介護のための講座及び相談事業の充実を図り、家庭における男女共同参画を促進する。	A	予防健診課 子育て支援課 介護支援課
	(2) 地域活動における男女共同参画の促進	① 地域活動における女性リーダーの養成 ○ 市の生涯学習を充実し、地域のリーダーとして活動できる人財を育成する。	A	生涯学習推進課 地域コミュニティ室
		② 防災、環境保全、まちづくり等への男女共同参画の促進 ○ 条例や計画の周知徹底を図り、地域活動への男女の参画を促進する。 ○ 各種団体間の交流や情報交換を図り、あらゆる地域活動への男女共同参画を促進する。	A	総務課 地域コミュニティ室 関係各課
		③ 災害時における女性の保護への理解促進 ○ 災害時において女性の立場や子育てのニーズ等、女性の視点への配慮に対する理解を促進する。	B	総務課

A：既に実施しており、今後も継続・拡充する

B：前期(平成24年度～平成28年度)で実施あるいは検討する

【基本方向 3 就労の場における男女共同参画の促進】

1. 現状と課題

市民意識調査で、さまざまな分野における男女の地位についての質問に対し、全体的に男性よりも女性の方が優遇されていると答えた項目は皆無で、社会の多くの分野で男性優位であると認識されています。

特に職場では、「男性の方が優遇されている」が合計70.9%、「女性の方が優遇されている」が合計4.4%となっており、その差(66.5ポイント)が、他の分野と比較して一番大きく、職場での男女の不平等感を強く感じているという結果になっています。

平成22(2010)年7月に実施した市内事業所(各団体)における推進状況調査では、正規従業員5,516名中、69.5%が男性、30.5%が女性であり、非正規従業員4,074名中、36.7%が男性、63.3%が女性となっています。また、管理職総数1,386名中、80.4%が男性、19.6%が女性であり、女性の就業率は高くなったものの、事業所においても、まだまだ補助的な役割を担う女性が多い状況にあり、女性の社会進出は進んではいますが、依然として、就労形態、労働条件、賃金などの職場における男女平等は、達成されていないことがうかがえます。

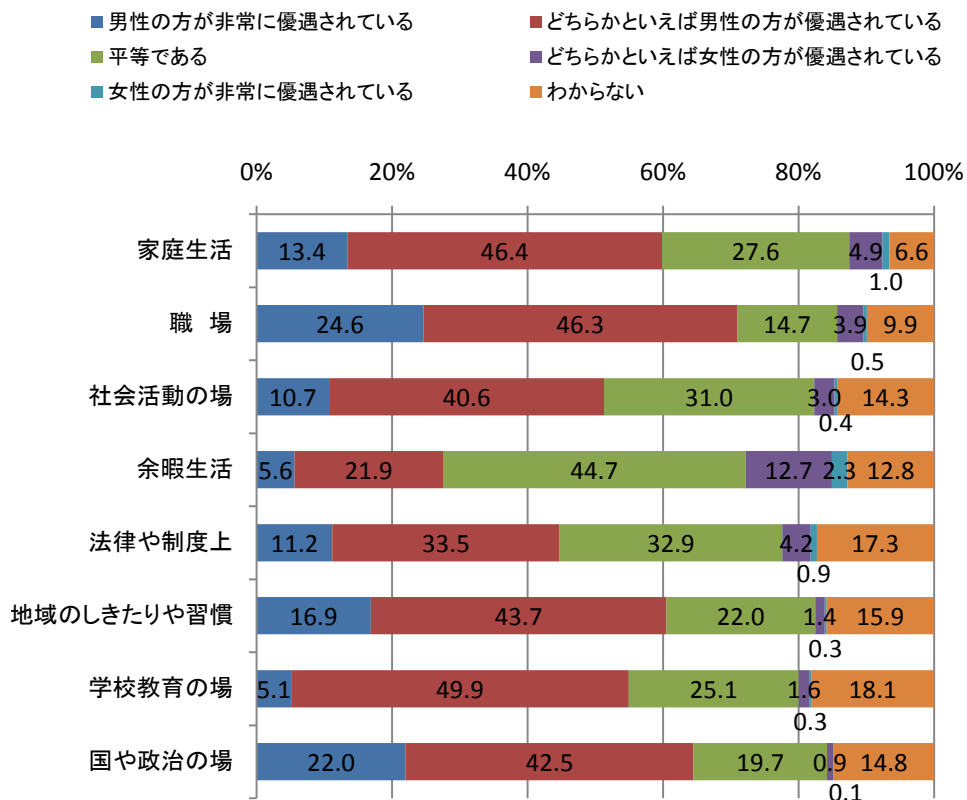
さらに、女性の社会進出により、女性が、家庭における責任と、仕事での責任も担う二重の責任負担は、今後益々大きくなる可能性があり、大きな課題となっています。

また、職場等におけるセクハラやパワハラを防止するための研修、相談等を充実する事は、男女にとっての働きやすい職場の環境づくりにも重要な事であります。

基本条例は、事業者に対しても男女共同参画社会の形成を促進する責務を課しており、基本条例の周知徹底はもちろんのこと、講演会の実施や、事業所での取組み内容を広報等で広く紹介する等、事業所の積極的な取組みについて、啓発を実施する必要があります。

さらに、商工業、農業等自営業における女性は、労働時間と生活時間に明確な区別がつきにくい状況にあり、家事と労働の二重負担になっている現状があります。生産や販売の重要な担い手である女性の労働を適正に評価・認識し、さらに積極的な経営参画を促進するための支援が必要です。

表11 分野ごとの男女平等(%)



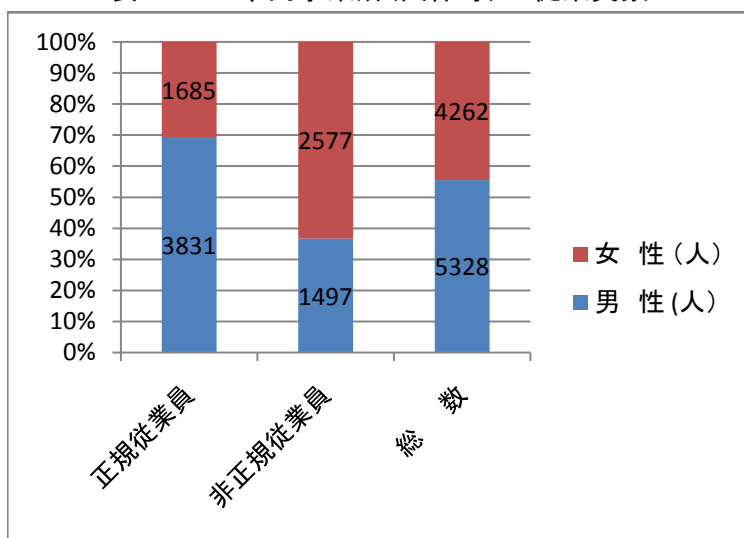
男性優遇計

女性優遇計

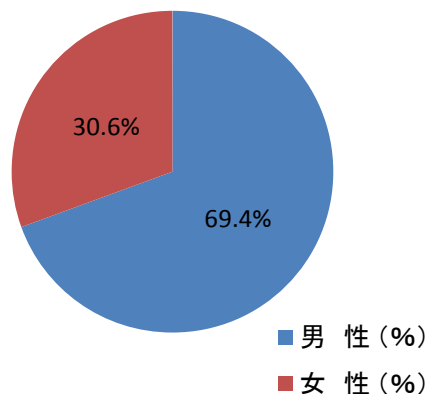
59.8	5.9
70.9	4.4
51.3	3.4
27.5	15
44.7	5.1
60.6	1.7
55	1.9
64.5	1

資料：平成18年度 古賀市「男女共同参画社会に関する市民意識調査」

表 12 市内事業所(団体等)の従業員数

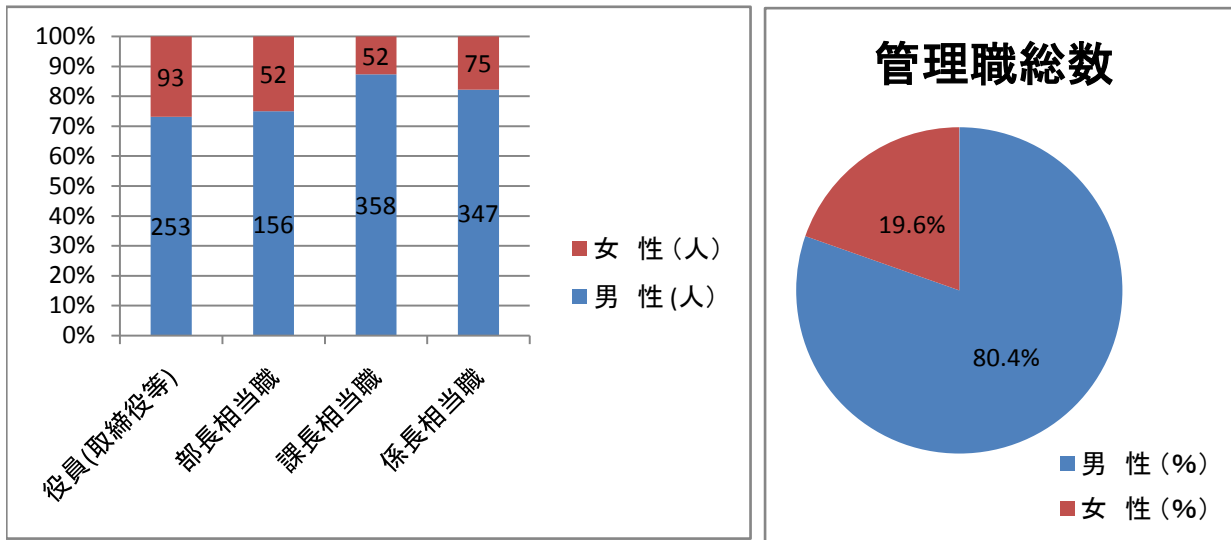


正規従業員割合



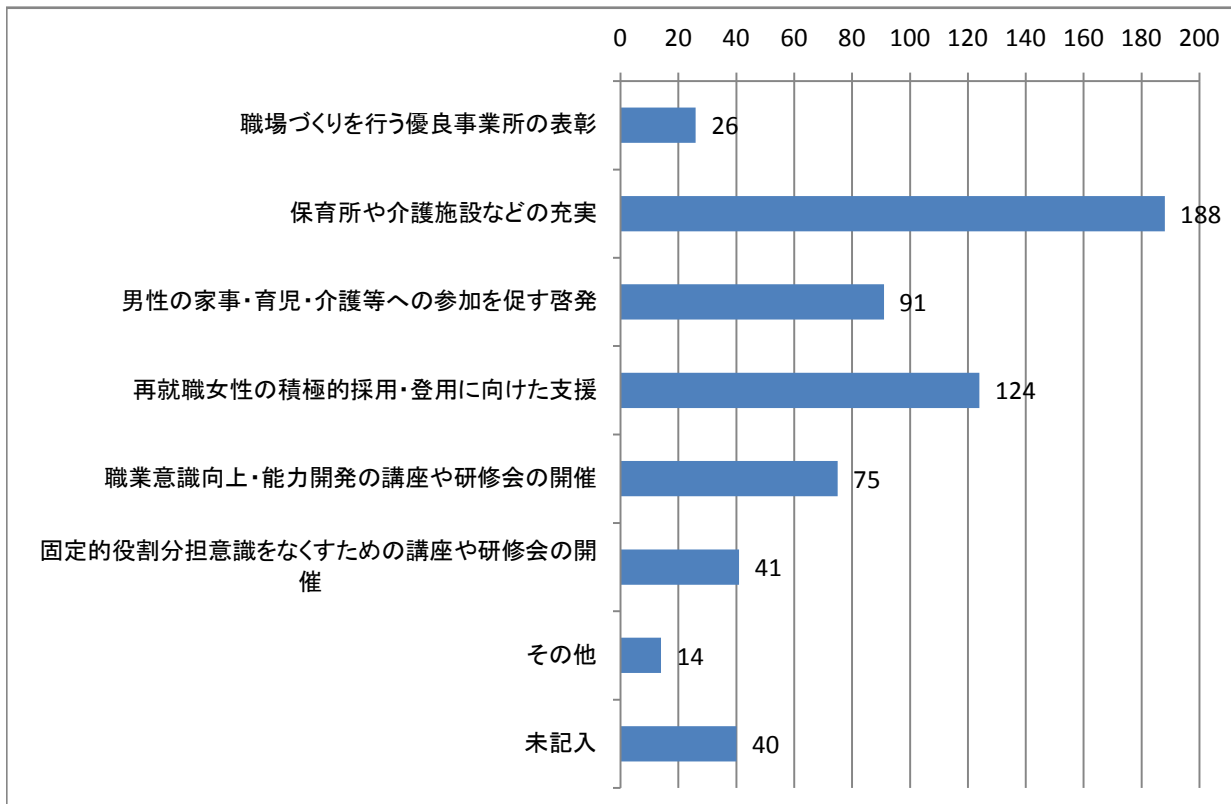
資料：平成22年度 古賀市「市内事業所(団体等)における男女共同参画推進状況調査」

表 13 市内事業所(団体等)の管理職者数



資料：平成22年度 古賀市「市内事業所(団体等)における男女共同参画推進状況調査」

表 14 「職場づくりに何が必要」(3つまで選択)



資料：平成22年度 古賀市「市内事業所(団体等)における男女共同参画推進状況調査」

2. 基本施策（基本計画）

（１）事業所における男女共同参画の促進

事業主等を対象に、女性の登用促進や職域拡大を図るための研修会等の開催、勤労者を対象に「男女雇用機会均等法」や、「育児・介護休業法」等、労働に関する法律・制度の理解熟知ができるような研修の実施を関係機関に要請します。また、各事業所での取組みを広報等で紹介することにより、事業所における男女共同参画を推進します。さらに、条例の周知を図るとともに、男女共同参画推進状況調査を実施します。

（２）自営業（商工業、農業）における男女共同参画の促進

商工業、農業等自営業に関する男女がパートナーシップを築くための啓発や、女性の経営参画のための学習機会の提供を関係機関に要請するとともに、自営業における男女共同参画を推進するため「家族経営協定」※等の制度を周知し、締結の促進及び経営参画を推進するグループ活動の支援を図ります。

基本目標 Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の実現

基本方向	基本施策 (基本計画)	具体施策(実施計画)と事業内容	実施区分	担当課
3 就労の場における男女共同参画の促進	(1) 事業所における男女共同参画の促進	① 研修会の開催及び冊子等を活用した理解促進 ○ 事業主等を対象とした研修会の実施を関係機関に要請する。 ○ 従業員を対象とした研修会の実施及び啓発冊子等の配布を関係機関に要請する。 ○ モデル事業所を広報等で紹介する。	A	商工政策課
		② 推進状況調査の実施 ○ 男女共同参画に関する調査を実施することにより事業所における男女共同参画を促進する。	A	商工政策課 総務課
	(2) 自営業（商工業、農業）における男女共同参画の促進	① 学習機会の提供及び家族経営協定の締結等による経営参画の推進 ○ 研修会等の実施、啓発冊子の配布を関係機関に要請する。 ○ 農業女性の経営における役割を適正に評価し、就業環境を整えるよう家族経営協定の締結を指導、促進する。	A	商工政策課 農林振興課
		② 参画を目指すグループ活動の活性化 ○ 経営参画を目指す活動するグループに情報提供などの支援を行い、活動の活性化を図る。	A	農林振興課

A：既に実施しており、今後も継続・拡充する

B：前期（平成24年度～平成28年度）で実施あるいは検討する

【基本方向 4 国際的視野に立った男女共同参画の推進】

1. 現状と課題

我が国の男女平等の取組みは、国際的な潮流や国連の動きに支えられながら、様々な国際条約の批准及び国内法の整備や改正がなされてきました。昭和60(1985)年に批准した「女性差別撤廃条約」第24条「締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。」に基づき、国際的な協調に対する取組みは「基本法」や「基本条例」の基本理念にも掲げられています。

これら国際社会における女性の地位向上の成果を、古賀市の男女共同参画社会の形成に活かしていくためには、市民が国際的協調の視点に立って交流の場を広げ、平和、環境問題への協力など、国際社会に貢献していくことが重要です。

古賀市では、女性リーダー養成を目的として、平成11(1999)年度から福岡県女性海外研修事業「女性研修の翼」や、日本各地で開催される「日本女性会議」への参加促進を図っており、その成果として、審議会等委員への登用や、地域における男女共同参画啓発推進委員の活動にも繋がっています。今後も国際的視野を持つためのリーダー養成事業への市民の参画を推進していく必要があります。

2. 基本施策（基本計画）

(1) 国際的動向の理解推進

国際的視野を持つリーダーを養成する事業への市民の参加を推進するとともに、様々な機会を通じて国際的動向を把握し、男女共同参画を推進します。

基本目標 II あらゆる分野における男女共同参画の実現

基本方向	基本施策 (基本計画)	具体施策(実施計画)と事業内容	実施区分	担当課
4 女国 共 同 参 画 の 推 進 に 立 っ た 男	(1) 国 際 的 動 向 の 理 解 推 進	① 国際的視野を持つリーダー養成事業への市民参加の推進 ○ 女性海外研修事業等の紹介や情報提供など国際研修等への参加を推進する。 ○ 国際交流事業を通じ国際的視野を持ち活躍できる人材を育成する。	A	総務課 経営企画課
		② 国際的動向の把握 ○ 男女平等の取組を国際協調の下で推進する共通認識に立ち男女共同参画を推進する。	A	総務課

A：既に実施しており、今後も継続・拡充する
B：前期(平成24年度～平成28年度)で実施あるいは検討する

基本目標 Ⅲ 男女の自立と社会参画に向けた 環境整備

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現には、女性の潜在的能力を発揮するための研修と、能力を十分に発揮できる場が必要です。また、男性の家事・育児技術の取得等、生活における自立を促すための研修等が求められています。

就業の有無にかかわらず、女性がその多くを担っている家庭における家事・育児・介護等の無償労働(アンペイドワーク※)を男女が共に担うとともに、特に育児期・介護期における働く女性の仕事と家庭の両立のため、ワーク・ライフ・バランス※(仕事と生活の調和)を実施することにより、仕事の質の向上を図り、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活においても多様な生き方を選択・実現することが必要なのです。

また、ワーク・ライフ・バランスを実施することにより、これまで問題となっていた「過労死」や「自死」、「家庭崩壊」等の悲劇を生むことも防げると考えられます。

結婚、離婚観の変化や、家族形態も様々となり、生涯を単身で過ごす人や、ひとり親家庭が増加しています。どのような生き方を選択しても社会的に認められ、共に安心して生活ができるように、また、高齢社会の中で、健康で生きがいを持ち、豊かな高齢期を過ごせるように、経済的、精神的自立を促進するための施策や相談等の支援事業が求められています。

【基本方向 1 ワークライフバランスの確立と社会参画への支援】

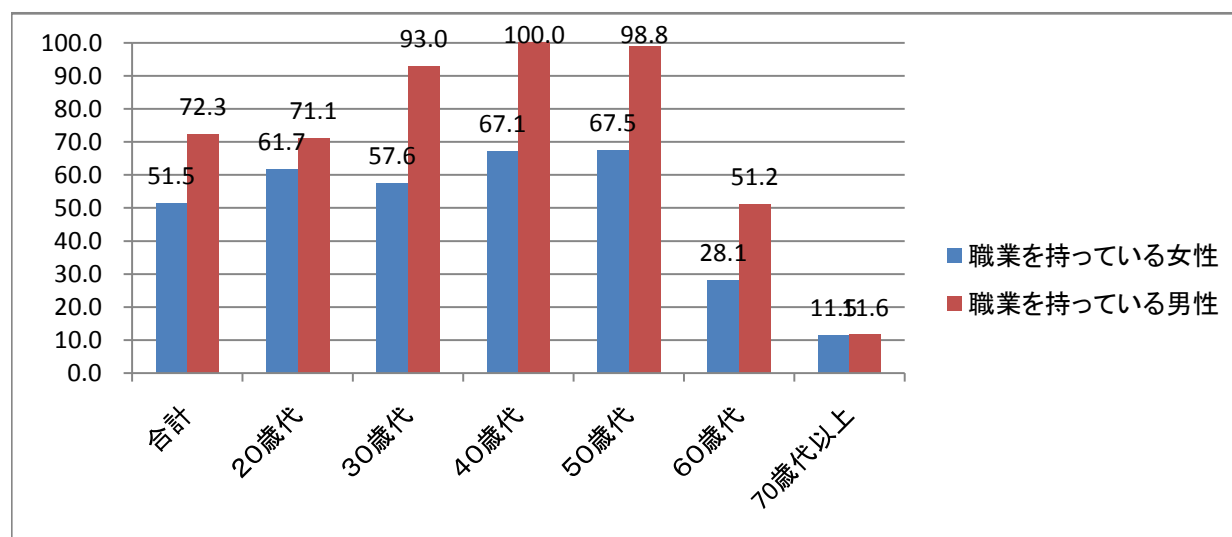
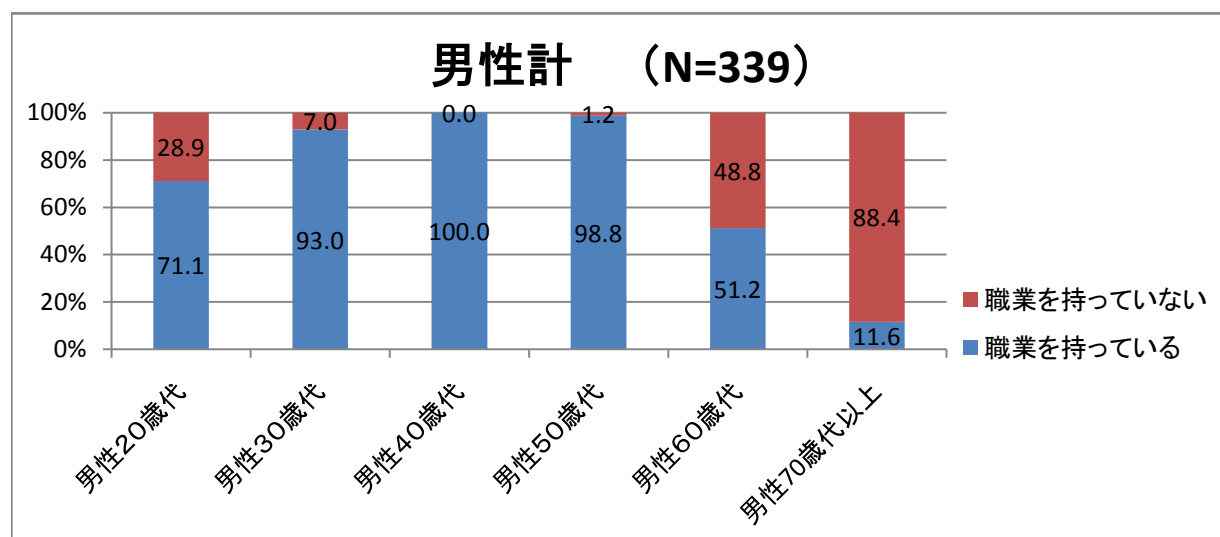
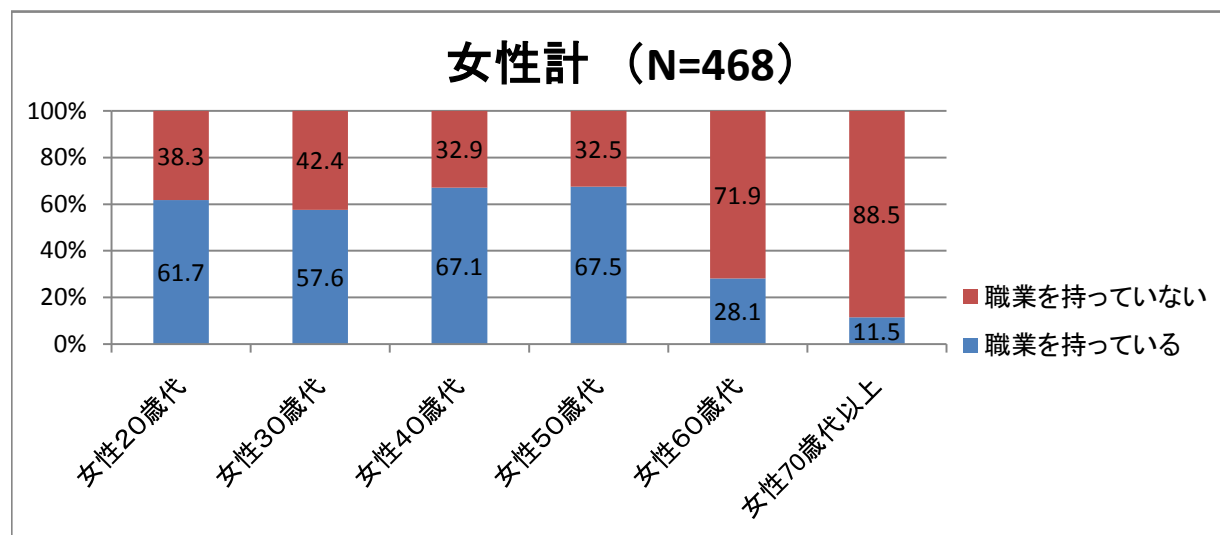
1. 現状と課題

市民意識調査では、「現在職業を持っている」と答えた方が813名中60.3%となっています。男女別では、女性468名中51.5%の方が「現在職業を持っている」と答え、同様に男性339名中72.3%となっています。

女性の年代別職業の有無では、一般的に乳幼児を抱える比率が高い30歳代が、「職業を持っている」(57.6%)で、女性の20歳代～50歳代の中では一番低く、「職業を持っていない」(42.4%)で、同様に年代の中で一番高くなっています。「職業を持っていない」理由で、女性特有の回答として、「家事・育児との両立が困難だから」(8.2%で、40歳代では25.0%で1位)、「家事・育児に専念したいから」(6.1%で、30歳代では22.9%で1位)で、「働きたくても仕事が見つからない」と「家事・育児との両立が困難」の合計は約2割に達しており、健康で就業を望みながらも働けない女性の割合が少なくないという現状がうかがえます。

また、平成22年3月に報告された福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」(以下「福岡県民意識調査」という。)の中で、女性の働き方(「理想と現実」)について、「結婚するまでは職業をもち、あとはもたない方がよい」と回答した女性の割合が1.8%に対し、現実には「もっていない」とした女性の割合が12.4%、また、「子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」と回答した割合が40.1%に対し、実際に「再び職業をもった」とした割合が33.1%となっており、特に子どもが大きくなって再就職がなされていない等、理想と現実との差が大きいと思われます。

表 15 職業の有無 (%)



資料：平成18年度 古賀市「男女共同参画社会に関する市民意識調査」

表 16 職業を持っていない理由（女性の年代別集計：％）

	全体 (N=428)	20代 (N=35)	30代 (N=48)	40代 (N=52)	50代 (N=75)	60代 (N=118)	70代以上 (N=83)
まだ学生だから	3.3	40.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
主婦や母親は家庭にいるべきだから	2.8	2.9	0.0	1.9	4.0	1.7	4.8
家事・育児に専念したいから	6.1	5.7	22.9	7.7	4.0	3.4	1.2
年をとったから	21.7	0.0	0.0	1.9	16.0	33.1	45.8
定年退職したから	8.6	0.0	0.0	0.0	0.0	19.5	13.3
安定した収入があり生活に困らないから	4.4	0.0	2.1	7.7	6.7	5.1	3.6
女性が働いても収入が知れたものだから	2.6	5.7	4.2	0.0	5.3	0.0	1.2
子どもを預けるところがないから	1.9	5.7	6.3	3.8	0.0	0.8	0.0
自分の健康状態が思わしくないから	11.4	5.7	6.3	7.7	18.7	10.2	14.5
家事・育児との両立が困難だから	8.2	8.6	20.8	25.0	5.3	0.8	2.4
高齢者や病人などの介護があるから	5.1	0.0	6.3	1.9	10.7	5.1	2.4
働きたくても仕事が見つからないから	10.3	8.6	10.4	19.2	14.7	9.3	4.8
自分に適した仕事がないから	9.6	11.4	12.5	21.2	8.0	7.6	4.8
その他	3.7	5.7	8.3	1.9	6.7	2.5	1.2
特に理由はない	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.8	0.0

は、年代別で最大の％を示す理由

資料：平成18年度 古賀市「男女共同参画社会に関する市民意識調査」

表 17 女性の働き方について（～”理想と現実”～：％）

項 目		全 体 (N=3,874)	女性計 (N=2,165)	男性計 (N=1,709)
理想	ずっと職業を持っている方がよい	38.0	41.1	34.1
現実	ずっと職業を持っている	35.6	30.3	42.2
理想	結婚するまでは職業をもち、あとはもたない方がよい	2.7	1.8	3.9
現実	結婚するまでは職業をもっていたが、あとはもっていない	11.8	12.4	11.1
理想	子どもができるまでは、職業をもち、あとはもたない方がよい	4.0	3.1	5.1
現実	子どもができるまでは、職業をもっていたが、あとはもっていない	6.8	7.3	6.3
理想	子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい	41.4	40.1	43.1
現実	子どもができて職業をやめ、大きくなって再び職業をもった	29.9	33.1	25.8
理想	女性は職業をもたない方がよい	0.6	0.4	0.8
現実	職業をもったことがない	2.1	2.2	2.0
理想	その他	5.3	5.3	5.2
現実	その他	4.6	6.2	2.6
理想	わからない	6.8	6.8	6.7
現実	わからない	6.0	4.9	7.3
理想	不 明	1.2	1.3	1.1
現実	不 明	3.1	3.5	2.7

資料：平成22年度 福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」

表 18 女性が働き続けるために必要なこと（3つまで選択：％）

項 目	全 体 (N=3,874)	女性計 (N=2,165)	男性計 (N=1,709)
資金の男女格差を改める	18.3	17.6	19.2
昇進・昇格の男女格差を改める	10.7	9.1	12.7
女性の能力向上を図るとともに、女性の能力を正当に評価し、積極的に管理職に登用する	21.0	19.7	22.7
残業や休日出勤ができないことで不利な扱いをしない	21.8	25.7	16.7
結婚したり出産したりすると勤めにくいような慣習を改める	29.8	28.8	31.1
育児休業や短時間勤務制度などの仕事と家庭が両立できる制度を充実する	39.7	40.9	38.2
労働時間の短縮や在宅勤務の普及など、多様な働き方の見直しを進める	18.5	20.1	16.4
仕事と家庭が両立できる制度が利用しやすい職場の雰囲気づくりをする	32.9	33.9	31.8
女性が働くことについて、上司や同僚の認識を改める	6.8	6.7	7.0
男性の家事・育児・介護等への参加を促すための啓発をする	13.9	15.4	12.1
結婚・出産・介護などの都合でいったん退職した女性のための再雇用制度を普及、促進する	32.8	32.6	33.1
求人・職業情報を積極的に提供する	4.2	4.3	4.0
職業生活を続けていく上での相談窓口を充実する	3.5	3.3	3.7
その他	1.7	1.2	2.3
不 明	3.4	3.5	3.3

は、％が高い理由(3つ)

資料：平成22年度 福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」

2. 基本施策（基本計画）

（1）職業生活と家庭・地域生活の両立に対する支援

少子高齢の中、男女共同参画社会実現を目指し、男女が共に職業生活と家庭・地域生活の両立ができるように、様々なニーズに応える保育内容及び保育施設の充実を図るとともに、地域の子育てや介護支援体制の整備を推進します。

（2）女性の能力発揮に対する支援

女性が働くことの意義や責任に関する啓発を実施するとともに、就労や再就職のための情報提供を行ないます。

（3）男性の社会的自立に対する支援

男性が家庭生活や地域社会活動に参加できない状況を男性問題ととらえ、男性を対象に生活の自立を促す家事技術支援講座の実施、地域住民としての活動を促す学習機会の提供を行ないます。

（4）ひとり親家庭の自立に対する支援

母子・父子家庭の生活安定を図るため、生活支援員派遣事業等生活支援策の周知、就労に関する相談・情報提供など、ひとり親家庭の自立に対する支援を実施します。

（5）重複差別を受けないための支援

同和地区女性、障がいのある女性、外国人女性等の人権が尊重され、安心して日常生活が送れるよう研修機会の提供、相談事業の実施等により社会参画や差別を受けないための支援を実施します。

（6）豊かな高齢期を送るための支援

高齢者が生きがいを感じることができる生活を地域で支え合うシステムづくりや、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせ、知識や経験、特技を活かしながら社会活動に参加し、社会との関わりを持ち続けられるよう、生きがい貢献活動を支援します。



基本目標 Ⅲ 男女の自立と社会参画に向けた環境整備

基本方向	基本施策 (基本計画)	具体施策(実施計画)と事業内容	実施区分	担当課
1 ワークライフバランスの確立と社会参画への支援	(1) 職業生活と家庭・地域生活の両立に対する支援	① ニーズに合った保育内容、施設の充実 ○ 待機児童の解消を図るとともに保育内容、施設の充実を図る。 ○ 公的機関に授乳コーナー等を設置し、子育ての環境整備を行う。	A	子育て支援課
		② 地域の子育て・介護支援体制の整備 ○ 地域における育児相談、支援体制を充実する。 ○ 地域における介護支援体制を充実する。	A	子育て支援課 介護支援課
	(2) 女性の能力発揮に対する支援	① 就業意識の向上、定着の促進 ○ 関係機関と連携し、労働の重要性についての啓発を実施する。	A	商工政策課
		② 就労、再就職のための情報提供 ○ 女性の再就職や起業を支援するための情報を提供する。	A	商工政策課 総務課
	(3) 男性の社会的自立に対する支援	① 生活の自立を促す家事技術支援講座の実施 ○ 男性を対象に、性別にとらわれず自分らしい生き方を見つける講座、料理教室等を開催する。	A	生涯学習推進課
		② 地域住民としての活動を促す学習機会の提供 ○ 防犯、青少年育成、文化の継承、環境保全等の地域活動への参加を促す学習の場を提供する。	A	関係各課
	(4) ひとり親家庭の自立に対する支援	① 就労に関する情報提供、技能習得のための支援 ○ 関係機関と連携し、必要な情報を提供する。	A	子育て支援課
		② ひとり親家庭への支援施策の周知 ○ 母子家庭、寡婦及び父子家庭への生活支援策等について周知を図る。	A	子育て支援課
	(5) 重複差別を受けないための支援	① 女性の人権尊重のための社会的認識の育成 ○ 女性問題に関する啓発を推進する。 ○ 広報誌、行事予定表、ホームページ、情報誌による啓発を推進する。	A	総務課 人権センター
		② 同和地区女性、障がいのある女性及び外国人女性等の社会参画に対する情報提供、相談体制の充実 ○ 支援に向けての情報を提供する。 ○ 相談事業を充実する。	A	総務課 人権センター 福祉課
	(6) 豊かな高齢期を送るための支援	① 男女が共に参加するライフプランニングに関する研修会及び相談事業の実施 ○ 中年期から高齢期の過ごし方について生活設計を立てるための学習の場を提供する。	A	生涯学習推進課
		② 生きがいのある生活を地域で支える仕組みの確立 ○ 地域において介護を支え合うシステムを拡充し介護従事者の社会参画を支援する。 ○ 介護予防の視点から、地域において行う、生きがい貢献活動を支援する。 ○ 高齢者の知識・技術を活用し、生きがいづくりや社会参画を支援する。	A	介護支援課 生涯学習推進課

A：既に実施しており、今後も継続・拡充する

B：前期(平成24年度～平成28年度)で実施あるいは検討する

【基本方向 2 生涯を通じた健康管理への支援】

1. 現状と課題

男女が共に生き活きと暮らしていくことができる社会を実現するためには、生涯を通じて心身ともに健康であることが最も重要なことです。

母体の保護と母子保健対策の推進のため、ライフステージに合わせた健康問題等を気軽に相談できる体制の充実や、健康診査の受診率向上に努め、早期発見、早期治療を図ることが大切です。また、「自死」者や、「過労死」等、人命を脅かす様々な要因を、できるだけ無くしていくための啓発と相談事業の充実を図らなければなりません。

男女が、互いの性による身体的な違いを十分に理解し合い、人権を尊重しながら、相手に対する思いやりをもって、健康で生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提と言えます。さらに、女性が自分らしく生きていくためには、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ※(性と生殖に関する健康・権利)の情報や、市民への学習機会を提供していく必要があります。

2. 基本施策（基本計画）

（1）生涯を通じた健康の保持・増進施策の推進

妊娠から出産までの一貫した母子保健事業の充実を図り、母子の心身の健康保持を支援します。

また、あらゆる世代を対象に、ライフステージや性別に応じた健康の管理、保持増進のための健康教育・相談の実施、「自死」者や、「過労死」等人命や健康を脅かす問題に関する啓発と情報提供を実施します。

（2）リプロダクティブ・ヘルス／ライツの理解促進

女性の性的健康の自己決定権を保障する考え方で、それを女性の人権のひとつとして位置づけた男女の意識啓発と、母性機能が社会的に重要な機能であるという認識を浸透させるための啓発を実施するとともに、子どもの発達段階に応じて自分や家族を含むすべての人の権利や命を大切にする心を育む性教育を推進します。

基本目標 Ⅲ 男女の自立と社会参画に向けた環境整備

基本方向	基本施策 (基本計画)	具体施策(実施計画)と事業内容	実施 区分	担当課
2 生涯を通じた健康管理への支援	(1) 生涯を通じた健康の保持・増進施策の推進	① 母体の保護と母子保健対策の推進 ○ 女性のライフステージにおける健康問題や心の悩み等を気軽に相談できる体制を充実する。 ○ 妊娠から出産までの一貫した母子保健事業の充実、女性の主体的な避妊のための知識普及を図り、母子の心身の健康保持を支援する。 ○ 健康診査の受診を呼びかけ乳がん、子宮ガン、骨粗しょう症等の予防対策を更に推進する。	A	予防健診課
		② 男女の心身の健康保持のための支援及び情報提供 ○ 男女が健康状態に応じて適切に自己管理ができるように健康教育、学習を充実する。 ○ 健康診査の受診率の向上に努め病気の早期発見を図る。 ○ 保健指導、健康的な食生活及び運動習慣の確立、更年期障害の軽減、肥満の予防、高齢期における健康保持を図る。 ○ HIV／エイズ、性感染症に対する正しい知識の普及啓発を図る。 ○ 薬物乱用の害について情報提供し防止を図る。 ○ 「自死」の問題について情報提供し防止を図る。	A	予防健診課 生涯学習推進課 青少年総合センター
	(2) リプロダクティブ・ヘルス／ライツの理解促進	① 性と生殖に関する健康・権利に関する情報及び学習機会の提供 ○ 性と生殖を含む健康に関する自己決定権を基本的人権ととらえたリプロダクティブ・ヘルス／ライツの概念について、セミナーや情報誌により啓発を図る。	A	総務課

A：既に実施しており、今後も継続・拡充する

B：前期(平成24年度～平成28年度)で実施あるいは検討する



基本目標Ⅳ 女性への暴力根絶

女性に対する暴力については、平成5(1993)年に国連で採択された「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」の中で、「肉体的、精神的、性的、心理的な損害や苦痛を生じさせる性別に基づくあらゆる暴力行為」と定義し、「暴力を」①家庭内暴力、②一般社会の中での暴力(人身売買、買売春、セクハラ等)、③国家による暴力(拘束中の暴力等)と3つに分類し、暴力の撤廃のため必要な措置を勧告し、平成12(2000)年の国連2000年会議においても女性への暴力防止に関する事項について、法的措置の必要性が認識されるなど世界的に大きな成果があげられました。

一方国内では、平成9(1997)年に「男女雇用機会均等法」改正により、新たにセクハラの防止については雇用主の責任であることが明記され、平成13(2001)年4月には、「配偶者暴力防止法」が成立しました。

暴力は基本的人権を侵害するものであり、特に女性に対する暴力は、生命や身体を脅かす犯罪となる行為をも含むものであり、その背景には、男性優位の意識や男女の経済力の格差などの社会状況があります。

中でも配偶者からの暴力(ドメスティック・バイオレンス=DV※)は、家庭内において行われるため、外部からの発見が難しく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向にあります。このため、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすい特徴があり、命に関する重大な事件に至る場合もあります。

古賀市では、本計画を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく計画と位置付け、関係機関と連携しながら暴力根絶に向け推進に努めるものです。

【基本方向 1 女性への暴力根絶と被害者支援】

1. 現状と課題

市民意識調査では、配偶者(パートナー・恋人)から暴力を受けた経験があるかとの質問に「暴力を受けた経験はない」が69.0%(女性62.1%、男性81.8%)、「何らかの暴力を受けた」が31.0%(女性37.9%、男性18.2%)となっており、家庭内暴力は男性も暴力を受けている実態が明らかとなっていますが、依然として被害者の多くが女性という結果になっています。

福岡県民意識調査では、配偶者からの暴力の被害経験について、「身体的暴力を何度も受けた、1・2度受けた」女性が19.5%で、同じく「恐怖を感じるような脅迫を何度も受けた、1・2度受けた」女性が14.4%となっています。

女性に対する暴力に関する法制度は整備されてきましたが、問題の潜在性に加えて、被害者及び加害者に対する周囲の人々(社会)の理解不足や不十分な対応などの問題も多く、法制度が十分に活用されない状況があります。

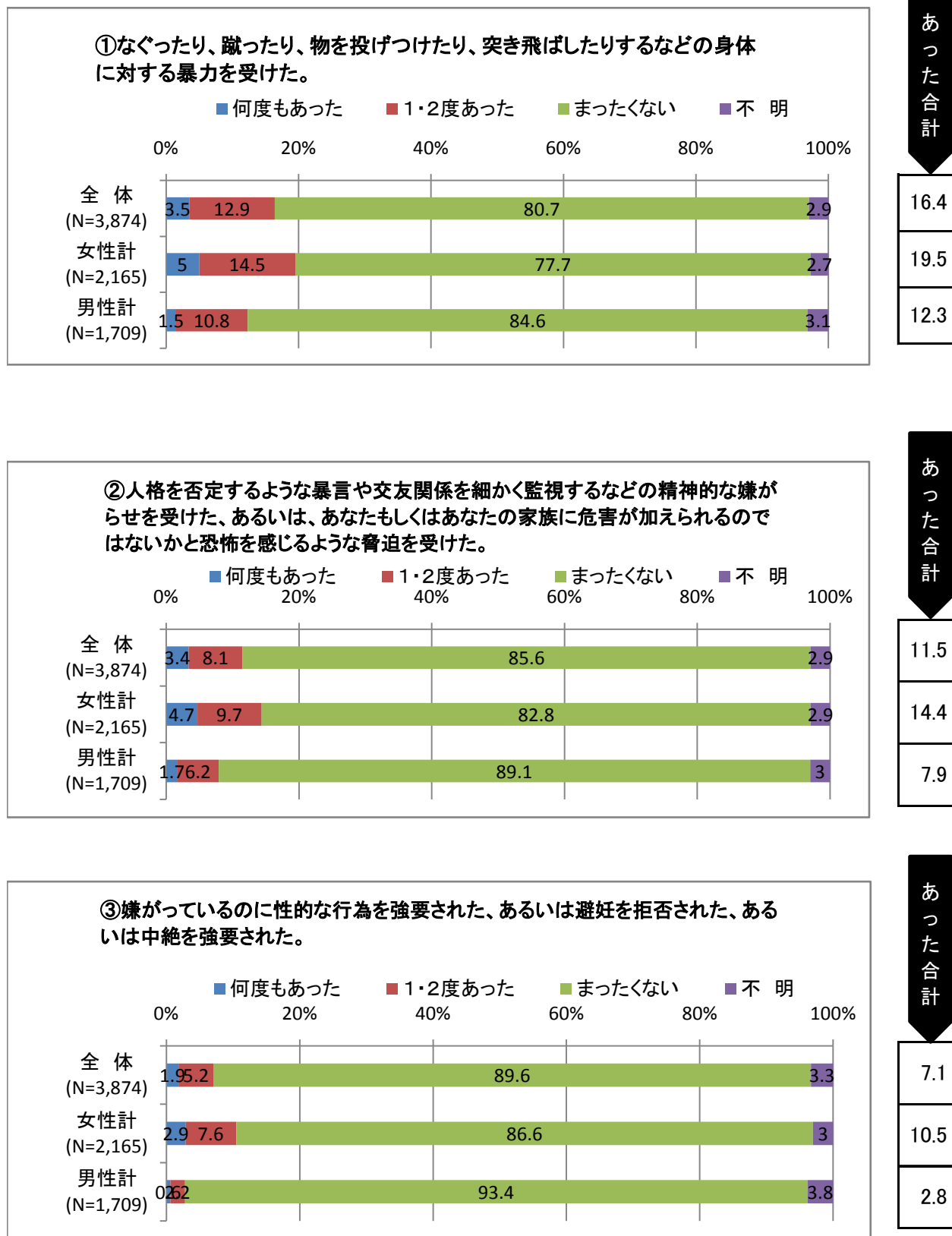
女性に対する暴力は、家庭や社会における男女の固定的な役割分担、経済力の格差、上下関係など、男女がおかれている状況や過去の歴史からの女性差別意識の残存に根差した構造的問題であることを十分に認識したうえで対処していく必要があります。

表 19 家庭内暴力の経験 (%)

項 目	全 体 (N=838)	女性計 (N=535)	男性計 (N=297)
何を言っても長期間無視し続ける	4.9	4.7	5.1
交友関係や電話を細かく監視する	3.5	3.4	3.7
「自分が家にいるときは、外出しないように」と威圧的に言う	2.1	2.4	1.7
生活費を渡さない	1.4	1.9	0.7
「誰のおかげで食べられるんだ」とどなる	3.7	5.2	1.0
避妊に協力しない	1.1	1.7	0.0
押したり、つかんだり、つねったり、こづいたりする	2.1	2.8	1.0
おどしや暴力によって、意に反して性的な行為を強要する	1.6	2.2	0.0
げんこつや身体を傷つける可能性のあるもので殴るふりをして脅す	2.6	3.4	1.0
げんこつで殴ったり、蹴ったりする。	3.6	4.7	1.7
身体を傷つける可能性があるものでたたく	1.1	1.1	1.0
立ち上がれなくなるまで、殴る、蹴るなどひどい暴力をふるう	0.4	0.6	0.0
包丁などの刃物を突きつけて脅す	0.5	0.6	0.3
身体的な暴力(上記濃い部分)の合計	11.9	15.4	5.0
その他	2.5	3.4	1.0
暴力を受けた経験はない	69.0	62.1	81.8

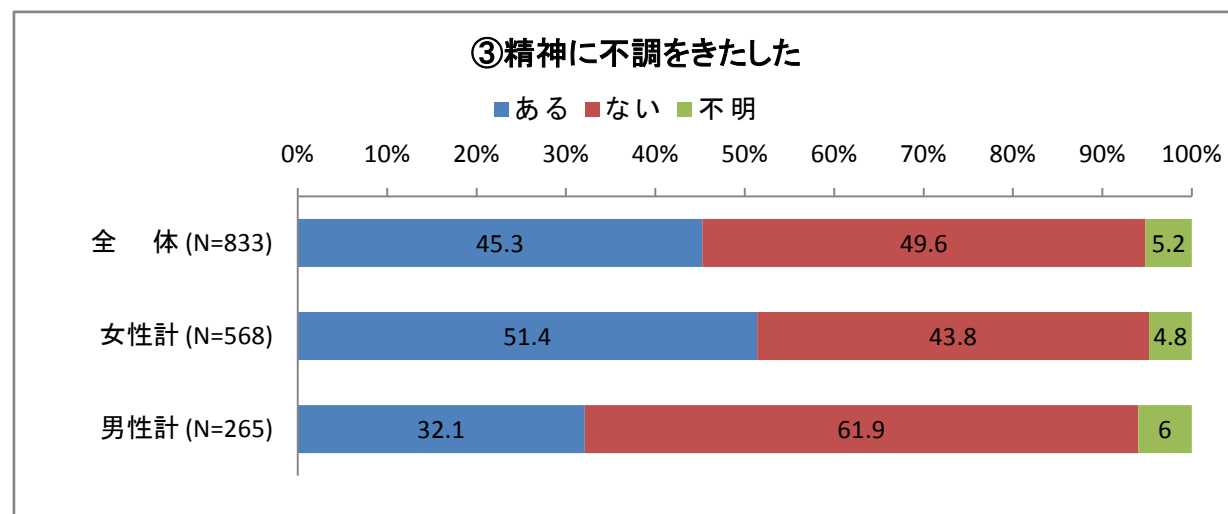
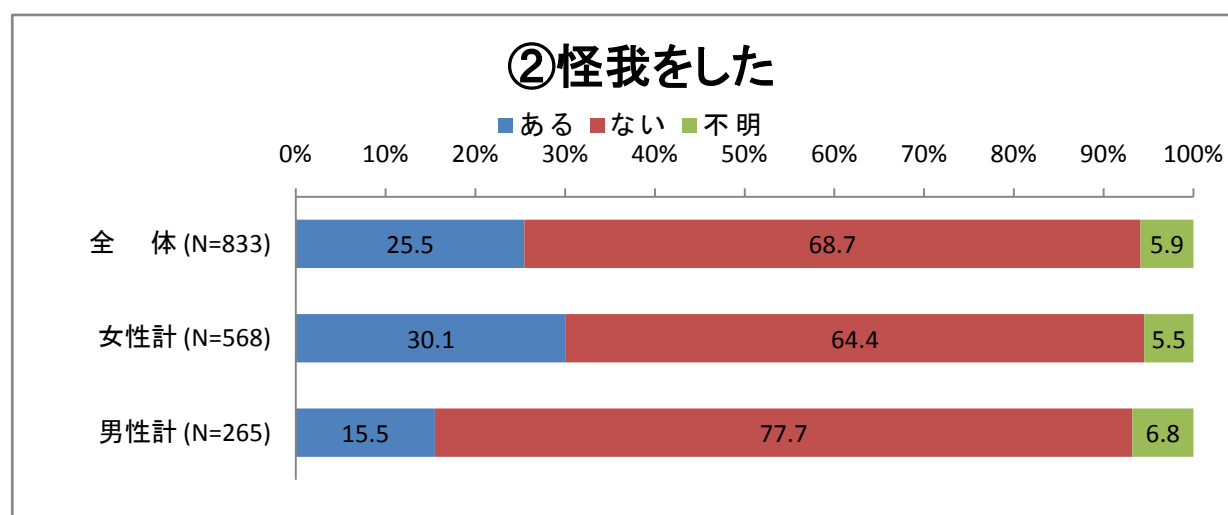
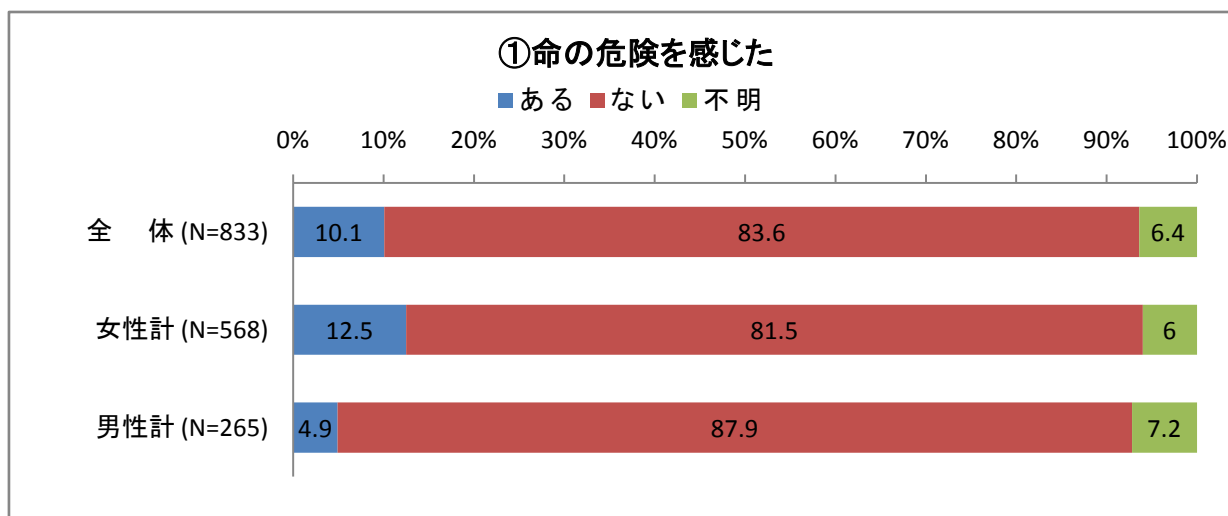
資料：平成18年度 古賀市「男女共同参画社会に関する市民意識調査」

表 20 DV(配偶者等からの暴力)被害経験 (%)



資料：平成22年度 福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」

表 21 DV(配偶者等からの暴力)による被害 (%)



資料：平成22年度 福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」

2. 基本施策（基本計画）

（１）配偶者からの暴力の根絶に向けた取組

女性に対する暴力、特に配偶者からの暴力が、重大な人権侵害であり、犯罪であることの理解や認識を求め、あらゆる暴力を防止するために各種媒体を通じた啓発、暴力を防止する環境づくりを推進します。

暴力には、身体的暴力だけでなく精神的、性的、経済的暴力があることを示しながら、暴力をしない、させないための取組みを進めていきます。特に若い頃から正しい理解を進めることが大切です。若年層でも交際相手からの暴力（デートDV※）が発生しており、関係機関との連携を図りながら中・高校生を対象としたデートDV講演会の開催等、啓発の充実に努めます。

また、被害を受けた女性が相談しやすい窓口の充実や、相談カードの設置、配布など相談機能がより発揮できる体制を作るとともに、支援を必要としている被害者に対しては、関係機関との連携による保護施策の充実に努めます。

（２）セクハラ等女性への暴力の根絶

女性に対する暴力を容認しない社会環境を整えるとともに、セクハラ被害を受けた女性が相談しやすい窓口の充実など、相談機能がより発揮できる体制を作るよう市内企業等への啓発を実施するとともに、支援を必要としている被害者に対しては、関係機関との連携による保護施策の充実に努めます。

基本目標 IV 女性への暴力根絶

基本方向	基本施策 (基本計画)	具体施策(実施計画)と事業内容	実施区分	担当課
1 女性への暴力根絶と被害者支援	(1) 配偶者からの暴力の根絶に向けた取組	① DV(デートDVを含む)防止に向けた啓発及び研修会の開催 ○ 暴力防止キャンペーンや講演会等を実施する。 ○ 広報、チラシ、ホームページなどを通して周知し、理解を促す。 ○ 関係機関に事業所等を対象とした研修会の開催を要請する。 ○ 中・高校生を対象とした、「デートDV」講座を開催し、若い時期からの意識づけや対処方法等について啓発を実施する。 ○ 職員研修のテーマに取り上げる。	A	総務課 人事秘書課 学校教育課 人権センター 商工政策課
		② DV相談機能(女性ホットライン等)の充実・強化 ○ 講演会等において「相談カード」の配布や、女性用トイレに「相談カード」を設置し、ホットラインの存在を周知徹底する。 ○ 関係各課と連携を図り、相談窓口や、相談事業の周知を図る。	A	子育て支援課 人権センター 総務課
		③ DV被害者支援体制の整備と連携強化 ○ 関係各課と連携を図り、被害者の保護及び支援を実施する。 ○ 近隣市町村との連携した取組を推進する。 ○ 自立までの間、生活支援を行う。 ○ 医療関係者、警察、人権擁護委員、婦人・母子相談員、県女性相談所、配偶者暴力相談支援センター、関係各課等と連携して取り組む。	A	子育て支援課 人権センター 関係各課
	(2) セクハラ等女性への暴力の根絶	① セクハラ・パワハラ等女性に対する暴力を防止する環境づくり ○ 女性に対する暴力を容認しない社会環境を醸成し、安心安全のまちづくりを推進していく。 ○ 県内で暴力根絶の活動をしている民間グループとの連携を保つ。 ○ 職員研修のテーマに取り上げる。	A	人権センター 総務課 関係各課

A：既に実施しており、今後も継続・拡充する

B：前期(平成24年度～平成28年度)で実施あるいは検討する

IV 計画の推進

計画の推進

1. 庁内推進体制の機能強化

「古賀市男女共同参画計画」は市政のあらゆる分野における基本的な計画であり、その推進にあたっては全庁的な取組みを要します。また、「基本条例」第15条で「施策の推進体制の整備等」を規定しています。「基本条例」及び「設置規程」に基づき市長を本部長とした「古賀市男女共同参画行政推進本部」を中心に、計画を着実に推進していきます。さらに、市政に携わる各部門の職員で構成し、推進本部の所掌事務を専門的に調査研究する「男女共同参画推進委員会」を設置し、効果的な施策を推進していきます。

2. 市民・企業・関係団体等との連携

「基本条例」では、第5条に「市民の責務」を規定し、「社会のあらゆる分野において基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に理解を深め、主体的に取り組む…」としております。また、同条例第6条に「事業者の責務」を規定し、「事業活動が男女共同参画社会の形成の促進に重要な役割を果たすことから基本理念にのっとり、男女が対等に参画する機会を確保し…」としており、さまざまな機会を通じて「基本条例」及び計画の浸透を図り、男女共同参画を推進していきます。

また、地域や家庭に男女共同参画を啓発していくために、男女共同参画セミナーやつどい、出前講座等の啓発事業を市民と共働で継続実施していくとともに、男女共同参画に賛同する市民団体等のネットワーク化を図り、活動拠点の整備等、市民と連携した推進を図っていきます。

3. 計画の見直し

計画の推進にあたっては、「基本条例」に基づき計画の実施状況を点検、評価し、社会情勢に対応した適切な施策を効果的に進めるため、定期的に市民意識調査を実施するとともに、計画期間中の見直しを適宜行ないます。

4. 制度に対する苦情の申し出

「基本条例」では、第23条に「施策に対する苦情の処理」を規定し、「男女共同参画推進施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民等から苦情の申出を受けたときには、苦情の処理のための必要な措置を講ずるものとする」としています。広く市民からの意見を聴くものであり、男女共同参画社会の効果的な施策を推進していきます。

古賀市男女共同参画に関する推進体制

